

第6期 小郡市障がい福祉計画（案）
第2期 小郡市障がい児福祉計画（案）

令和3年 月
小郡市

目次

第1章 第6期小郡市障がい福祉計画・第2期小郡市障がい児福祉計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけと期間	1
（1）位置づけ	1
（2）期間	1
3. 計画の対象者	2
第2章 第5期小郡市障がい福祉計画の進捗状況	3
1. 相談支援体制の充実・強化	3
2. 小郡市自立支援協議会との連携	3
3. 障がい児支援の充実・強化	5
4. 障がい者の地域生活移行の一層の促進	5
5. 就労支援に向けた取組み	5
6. 一般就労等への移行支援の強化	5
7. 虐待防止に対する取り組みの強化	6
第3章 障がい者・児をとりまく状況	7
1. 総人口の推移	7
（1）人口構成の推移	7
（2）年齢3区分別人口構成の推移	8
2. 障がい者・児の状況	9
（1）全体の状況	9
（2）身体障害者手帳所持者の状況	10
（3）療育手帳所持者の状況	13
（4）精神障害者保健福祉手帳所持者の状況	15
（5）障がい福祉サービス受給者証発行数の推移	18
（6）指定難病受給者証所持者数の推移	20
3. 就学等の現状	21
（1）小学校の特別支援学級の状況	21
（2）中学校の特別支援学級の状況	22
（3）通級指導教室の状況	23
4. 障がい福祉関係事業費（扶助費）の現状	24
第4章 計画の基本方針	25
1. 基本理念	25

2. 基本目標	27
(1) 障がい福祉サービスの充実	27
(2) 児童福祉法に基づく障がい児支援サービスの充実	27
(3) 地域生活への移行と就労支援等（成果目標の設定）	27
(4) 障がい者・児に対する理解の促進	27
(5) 防災対策の推進	27
3. 取り組みの体系	28
第5章 取り組みの内容	29
1. 障がい福祉サービスの充実	29
(1) サービス必要量の確保と質の向上	29
(2) 権利擁護の推進	54
2. 児童福祉法に基づく障がい児支援サービスの充実	57
(1) サービスの必要量の確保と質の向上	57
3. 地域生活への移行と就労支援等（成果目標の設定）	62
(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行	62
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	63
(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	64
(4) 福祉施設から一般就労への移行の推進	65
(5) 障がい児支援の提供体制の整備	66
(6) 相談支援事業の充実・強化等	68
(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築	69
4. 障がい者・児に対する理解の促進	70
(1) 地域での福祉活動の推進	70
5. 防災対策の推進	71
(1) 防災対策の推進	71
第6章 計画の推進体制及び関連法令・制度等	73
1. 計画の周知	73
2. 計画の推進体制の確立	73
3. 国・県及び近隣市町との連携	73
4. 計画の進捗管理と点検について	73
5. 新型コロナウイルス感染症等の各種感染症の影響と対応	73
6. 障がい福祉サービスの内容について	74
7. 障害者総合支援法の施行と概要	77
8. その他関連する法律の整備等	78

第1章 第6期小郡市障がい福祉計画・第2期小郡市障がい児福祉計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

この計画は、小郡市における共生社会を実現するため、障がいのある人及び障がいのある児童の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人等が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加・貢献の実現を図っていくことを基本とします。

障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障がい児入所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保に当たっては、それぞれに目標を設定し、計画的な整備を行います。

また、令和2年には新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、サービスによっては給付実績が低下するなどの影響もみられました。今期計画の策定にあたっては、計画期間内の事業量見込みに際し、この影響を勘案しました。

今期計画を推進するにあたっては、新型コロナウイルス感染症に関する動向を踏まえ、国、県の取組みなどとの整合性を図りながら、密な支え合いによる「みんなが安心して暮らせるまちづくり」を具体的かつ効果的に進めていきます。

2. 計画の位置づけと期間

(1) 位置づけ

○計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第88条1項及び児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害福祉計画・障害児福祉計画」として、障がい福祉サービスに関する事業計画として位置づけます。

○小郡市障がい者計画を上位計画とし、他の福祉分野の個別計画との整合性・連携を図りながら障がい者に関する施策を推進するための理念と仕組みを定める計画として位置づけます。なお、「小郡市障がい者計画」の策定後に新たに出てきた国の追加方針や課題・施策等については、本計画を優先し、「小郡市障がい者計画」の見直し時に調整を行います。

(2) 期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

年度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	2	3	4	5	6	7	8		
障害者基本法に基づく障がい者基本計画	第 2 期小郡市障がい者計画										第 3 期小郡市障がい者計画									
障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス等の計画	小郡市障害福祉計画 (第 2 期)		小郡市障害福祉計画 (第 3 期)		小郡市障害福祉計画 (第 4 期)		小郡市障がい福祉計画 (第 5 期)		小郡市障がい福祉計画 (第 6 期)											
児童福祉法に基づく障がい児通所支援等の計画											小郡市障がい児福祉計画 (第 1 期)		小郡市障がい児福祉計画 (第 2 期)							

3. 計画の対象者

○障がい者

障害者総合支援法に規定される以下の者。

- ・身体障害者福祉法第四条に規定する身体障がい者のうち十八歳以上である者
- ・知的障害者福祉法にいう知的障がい者のうち十八歳以上である者
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障がい者（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障がい者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障がい者を除く。以下「精神障がい者」という。）のうち十八歳以上である者
- ・治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって十八歳以上である者

○障がい児

児童福祉法第四条第二項に規定する障がい児及び療育を受けなければ福祉を損なうおそれのある児童（障がい者手帳の有無は問わない）。

第2章 第5期小郡市障がい福祉計画の進捗状況

1. 相談支援体制の充実・強化

小郡市においては、平成24年度より「基幹相談支援センター」の運営を「小郡市障害者生活支援センターサポネットおごおり」に委託しており、障がい者やその家族からの相談件数は増加傾向にあります。また、令和2年2月に新型コロナウイルス感染症の県内での感染者が発生して以降、関連した相談件数が増加した際にも、地域の障がい者の生活を支える機関として対応しています。

その一方、障がい福祉サービス及び障がい児通所サービスの利用者の増加に対して利用計画の作成を担う相談支援専門員が不足し、地域の障がい児・者の福祉サービス等の利用に支障が出かねない状況から「基幹相談支援センター」が積極的にサービス等利用計画を立てざるをえない状態が課題です。本来の役割である「他の相談支援事業者への助言」、「関係機関との連絡調整」や「困難事例への対応」等を十分に担っていくことができるような体制づくりが求められます。相談支援専門員の確保とともに、福祉サービス等だけによらない障がい児・者の地域における受け皿の整備が必要です。

2. 小郡市自立支援協議会との連携

第5期小郡市障がい福祉計画の具体化に向けて、小郡市自立支援協議会と協議・連携しながら様々な取り組みを行い、地域のニーズの把握や関係機関との連携強化、スキルアップ等に取り組んできました。

また、新型コロナウイルス感染症への対応にあたっては、市と自立支援協議会の間で情報の集約・共有を行って取り組み、令和2年3月の学校等の臨時休業の際には支援が必要な児童のサービス利用が継続できるよう関係機関で調査・協議を行うなど、配慮の必要な障がい児・者への支援につなげました。

今後も活動を継続し、専門性を高めることで、サービスの質の向上を図っていきます。

(1) ネットワーク会議

市内の障がい福祉にかかる相談支援事業者、障がい福祉サービス等事業者、当事者団体、ボランティア団体、医療機関、教育機関、市（福祉課障がい者福祉係）等が集まり、事業者紹介やワークショップを取り入れた研修等を通じて、ネットワークを強化してきました。

今後も、関係機関とのネットワークをいかしながら、連携を強化していく必要があります。

(2) ワーキングチーム活動

平成 26 年度からワーキングチーム活動を継続しており、これまでの「就労」・「児童」・「相談」の分野に加え、平成 30 年度からは「生活（居宅・日中活動・住まいを統合）」のワーキングチームを設けて活動しました。各ワーキングチームともスキルアップに向けた研修や事例検討会等を行っています。また、就労ワーキングチームでは、まごころ製品の販売を行う「まごころマルシェ」の定期的な開催に加え、令和 2 年度には「小郡市まごころパックお届け事業（新型コロナウイルス感染症に対応した生活困窮者支援事業）」の食材提供や梱包作業を担い、利用者のやりがいや工賃アップにつなげました。

今後も各ワーキングチームの活動がより専門性を高める場となるよう、活動を充実させていく必要があります。

(3) トータルケアマネジメント

相談支援の充実を図るため、地域の相談支援事業所の困難事例の相談に対応したり、相談ワーキングチームにおいても課題を共有するなど、相談支援専門員のスキルアップを図っています。

(4) 学校教育連絡会

教育・保育機関や子ども健康部との意見交換の場を設け、連携を図ってきました。障がいの疑いのある子の早期発見・早期支援を進めていく点からも、教育機関や関係機関との連携を深めていく必要があります。

(5) イベント・啓発活動

地域主催の学習会へ出向き、市の障がい福祉についての啓発を行いました。障がいに対する市民の理解を深める場を今後も継続していく必要があります。

また、就労ワーキングチームでは、障がい者が生産・取り扱いをしている「まごころ製品」の販売会に取り組み、平成 30 年度から「まごころマルシェ」として実施しています。来場者への啓発を行い、地域で障がい者が働く姿を知る機会となっています。利用者にとっても、工賃アップはもちろん、市民の方への販売の機会を通じやりがいにもつながっています。

(6) 福祉計画チェック委員会

第 5 期小郡市障がい福祉計画の推進状況について、半期ごとに数値目標の達成状況等を点検・評価してきました。基本指針において定義されている PDCA サイクルにそって、今後も点検・評価を継続していく必要があります。

(7) ケース検討会

困難事例や、精神障がい者、医療的ケア児への支援について、関係機関・当事者が集まり、当事者の思い、障がいごとの特性、各事業所の関わり方、社会資源情報の共有を行い、支援方針等について協議を行いました。複合的な課題を抱えたケー

スも少なくなく、今後も部署を横断して関係機関で支援に取り組む必要があります。

3. 障がい児支援の充実・強化

小郡市においては、児童発達支援センター2事業所、児童発達支援8事業所、放課後等デイサービス11事業所、保育所等訪問支援事業所2事業所があり（令和2年12月1日現在。以下、事業所数において同じ）、障がい児への支援の充実が図られています。しかし、利用者数・利用量は増加傾向が続いていること等から、支援を必要とする障がい児のニーズに応じた居場所づくりを進めていく必要があります。

平成27年度より巡回支援専門員整備事業を実施しており、発達障がい等に関する知識を有する専門員が小郡市内の保育所等を巡回し、支援をする職員や保護者に対し、障がいの早期発見・早期対応のための助言等の支援を行っています。ケースに応じて、適切な支援につなぐことができるよう、関係機関との連携強化に努めていく必要があります。

4. 障がい者の地域生活移行の一層の促進

福祉施設や医療機関等に入所・入院中の障がい者の地域移行のための支援として、共同生活援助（グループホーム）7事業所、自立訓練（生活訓練）事業所1事業所となっており、自立訓練（機能訓練）と自立生活援助事業所はまだ市内事業所がない状況です。

国の基本方針でも示されているとおり「福祉施設から地域生活への移行」や「入院中の精神障がい者の地域移行」を進めていく点から、希望する障がい者が地域において自立した社会生活を営むことができるよう、サービス必要量を確保していく必要があります。

5. 就労支援に向けた取組み

小郡市においては、就労継続支援（A型）4事業所、就労継続支援（B型）8事業所となっています。

障がい者の就労に向け、自立支援協議会と連携しながら特別支援学校等の教育機関とネットワーク構築に努めてきました。今後もネットワークをいかしながら、就労に向けた支援の充実を図ります。

6. 一般就労等への移行支援の強化

小郡市においては、就労定着支援事業所1事業所、就労移行支援事業所1事業所となっており、「障がい者就業・生活支援センター」と連携を図りながら、障がい者が一般就労できるよう支援を行ってきました。

一般就労への移行を強化する取り組みとともに、一般就労した人が就労を継続していくことができるよう、移行後の就労定着支援についても充実させる取り組みが必要です。

7. 虐待防止に対する取り組みの強化

小郡市においては、小郡市自立支援協議会のネットワーク会議において、虐待に関する研修等を実施する等、取り組んできました。しかし、擁護者による虐待及び施設従事者による虐待の相談や通報はいまだなくなっています。

今後も、関係機関の連携を強化し、虐待防止につなげるために取り組みを継続していかなければなりません。

第3章 障がい者・児をとりまく状況

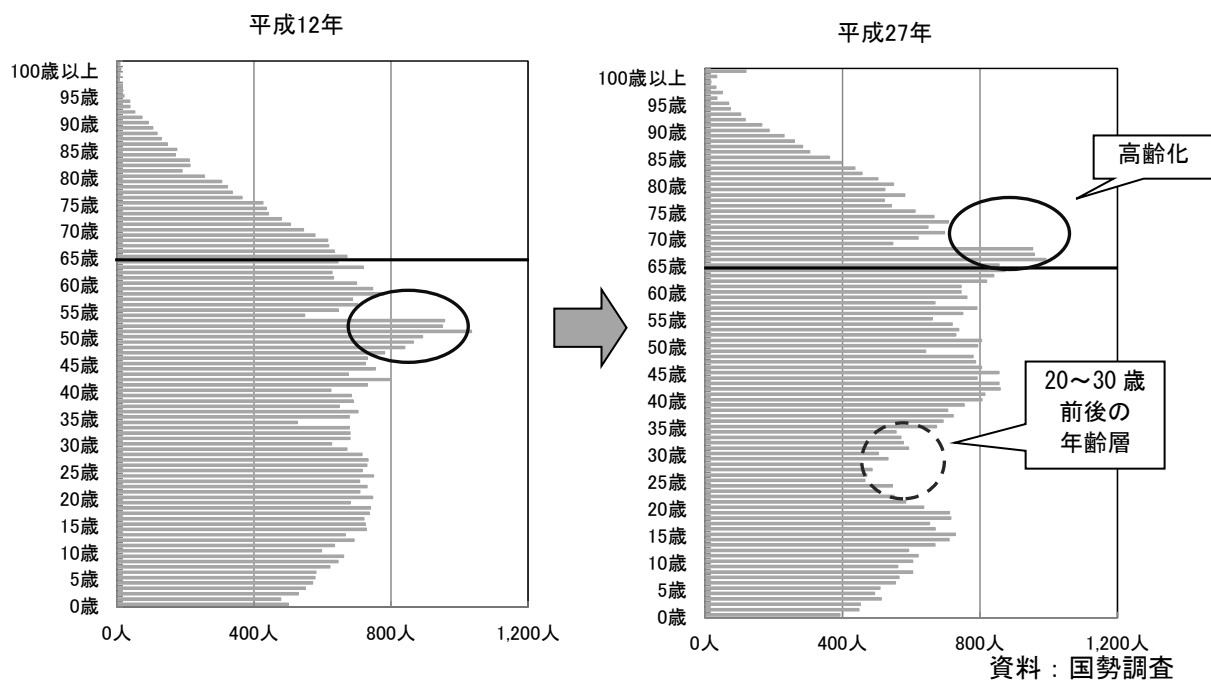
1. 総人口の推移

(1) 人口構成の推移

国勢調査によると、平成12年と平成27年における小郡市の人口構成の推移についてみると、子どもの人口はやや減少しており、60歳以上の高齢者人口は増加しており、15年の間に人口構成が大きく変化していることがわかります。

また、多くが結婚・出産を経験する20～30歳前後の年齢階層については、特に25～30歳が減少しており、今後小郡市においても出生率の低下や少子化が予測されます。

<人口構成の推移>



(2) 年齢3区分別人口構成の推移

小郡市の総人口は、平成 12 年の 54,583 人から平成 27 年の 57,983 人と 15 年間で 3,400 人増加しています。

また、年齢3区分別人口構成の推移についてみると、年少人口（0～14 歳）と生産年齢人口（15～64 歳）は平成 12 年から平成 17 年にかけて増加傾向にありましたが、平成 17 年から平成 27 年にかけては減少傾向にあります。老年人口（65 歳以上）は増加傾向にあり、平成 27 年は平成 12 年と比べると約 1.6 倍となっています。

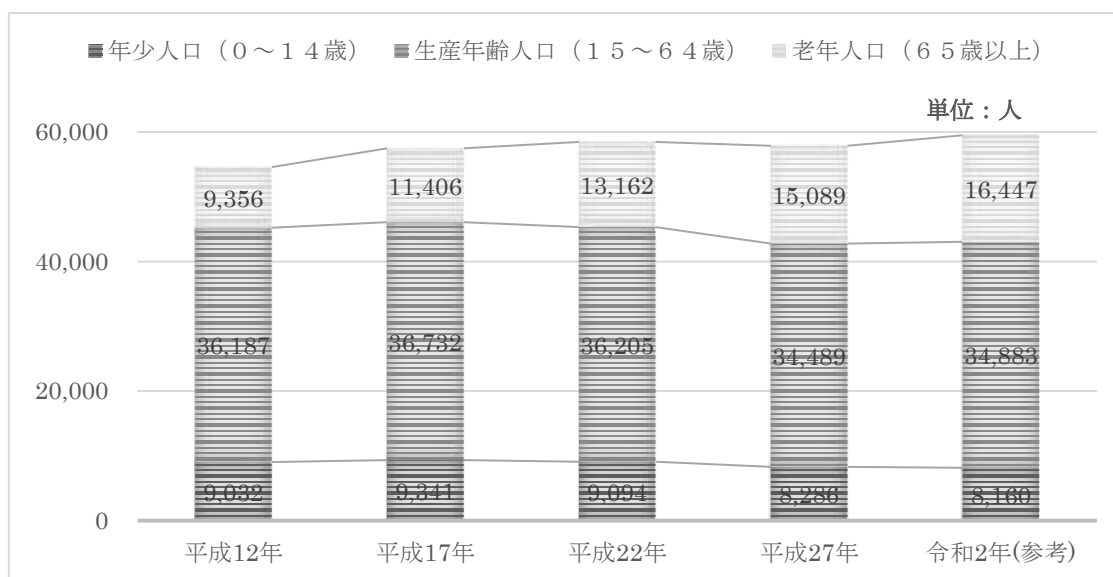
<年齢3区分別人口構成の推移>

単位：人

	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年 (参考)
総人口	54,583	57,481	58,499	57,983	59,490
年少人口(0～14歳)	9,032	9,341	9,094	8,286	8,160
構成比	16.5%	16.3%	15.5%	14.3%	13.7%
生産年齢人口(15～64歳)	36,187	36,732	36,205	34,489	34,883
構成比	66.3%	63.9%	61.9%	59.5%	58.6%
老年人口(65歳以上)	9,356	11,406	13,162	15,089	16,447
構成比	17.1%	19.8%	22.5%	26.0%	27.6%
年齢不詳	8	2	38	119	0

資料：国勢調査、令和 2 年のみ住民基本台帳（9 月 3 0 日）

<年齢3区分別人口構成の推移>



資料：国勢調査、令和 2 年のみ住民基本台帳（9 月 3 0 日）

※合計値は年齢不詳を含みます。

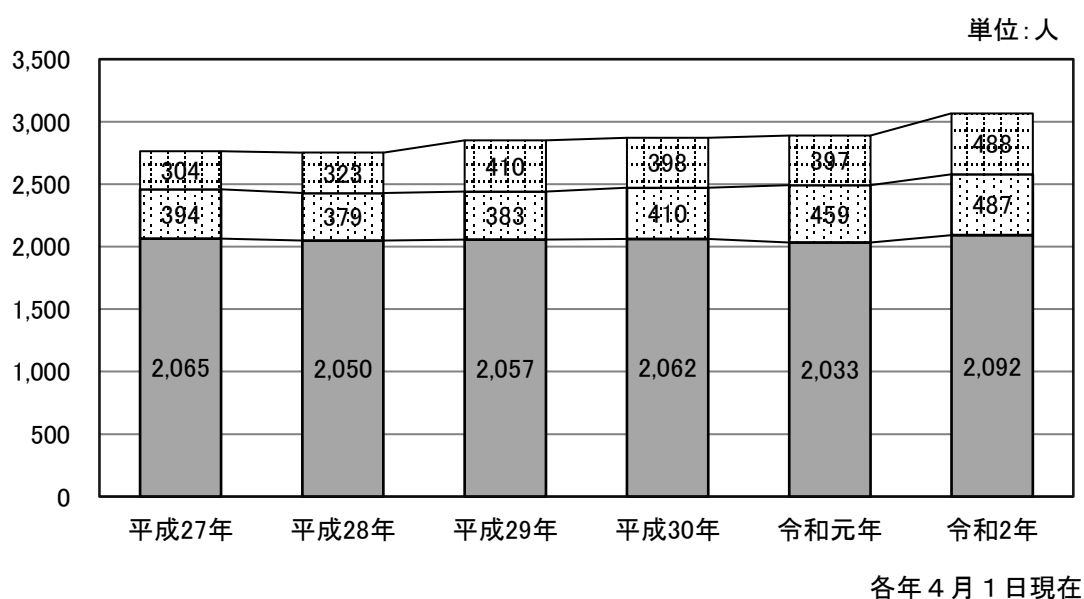
2. 障がい者・児の状況

(1) 全体の状況

令和2年4月1日現在の障がい者手帳所持者数は3,067人（身体障害者手帳：2,092人、療育手帳：487人、精神障害者保健福祉手帳：488人）となっています。平成27年と比較すると、304人（身体障害者手帳：27人増加、療育手帳：93人増加、精神障害者保健福祉手帳：184人増加）増加しています。また、手帳所持率（総人口に占める手帳所持者の割合）は、障がい者・児全体で5.15%となっています。

<障がい者手帳所持者数の推移>

□身体障害者手帳所持者数 □療育手帳所持者数 □精神障害者保健福祉手帳所持者数



		平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年
障がい者 手帳所持者	身体障害者手帳所持者数(人)	2,065	2,050	2,057	2,062	2,033	2,092
	総人口に占める割合(%)	3.48%	3.47%	3.47%	3.47%	3.42%	3.51%
	療育手帳所持者数(人)	394	379	383	410	459	487
	総人口に占める割合(%)	0.66%	0.64%	0.65%	0.69%	0.77%	0.82%
	精神障害者保健福祉手帳所持者数(人)	304	323	410	398	397	488
	総人口に占める割合(%)	0.51%	0.55%	0.69%	0.67%	0.67%	0.82%
	計(人)	2,763	2,752	2,850	2,870	2,889	3,067
	総人口に占める割合(%)	4.66%	4.65%	4.81%	4.83%	4.85%	5.15%
自立支援医療(精神通院)受給者証所持者数(人)		710	774	728	801	861	928
総人口に占める割合(%)		1.20%	1.31%	1.23%	1.35%	1.45%	1.56%

各年4月1日現在

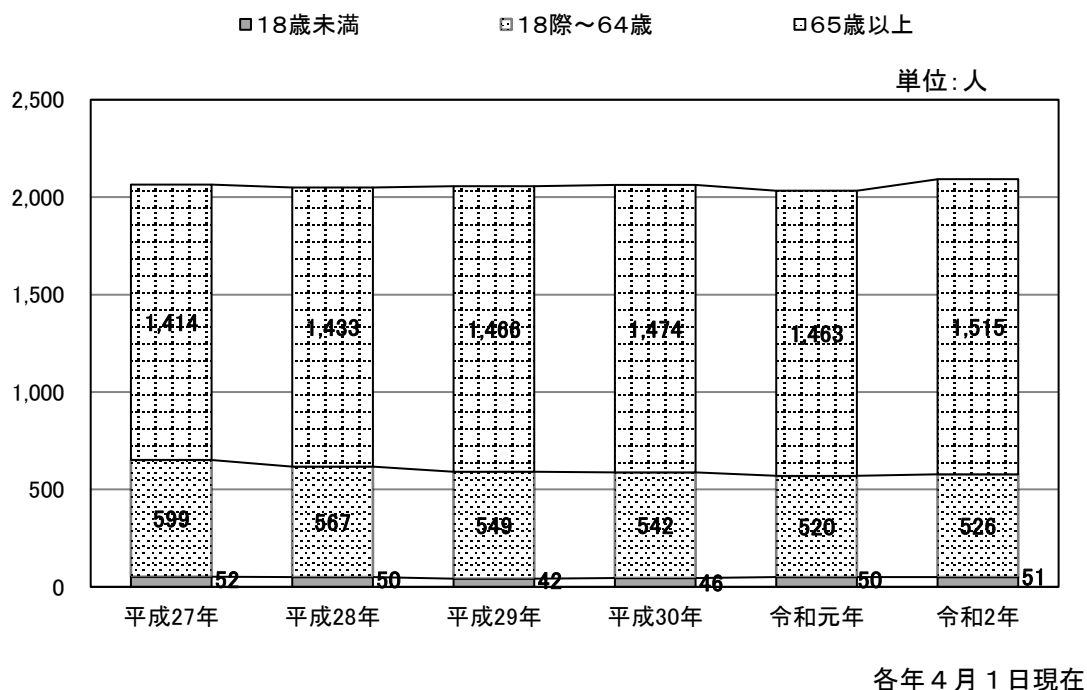
※重複障がいの場合、全てに計上しています。

(2) 身体障害者手帳所持者の状況

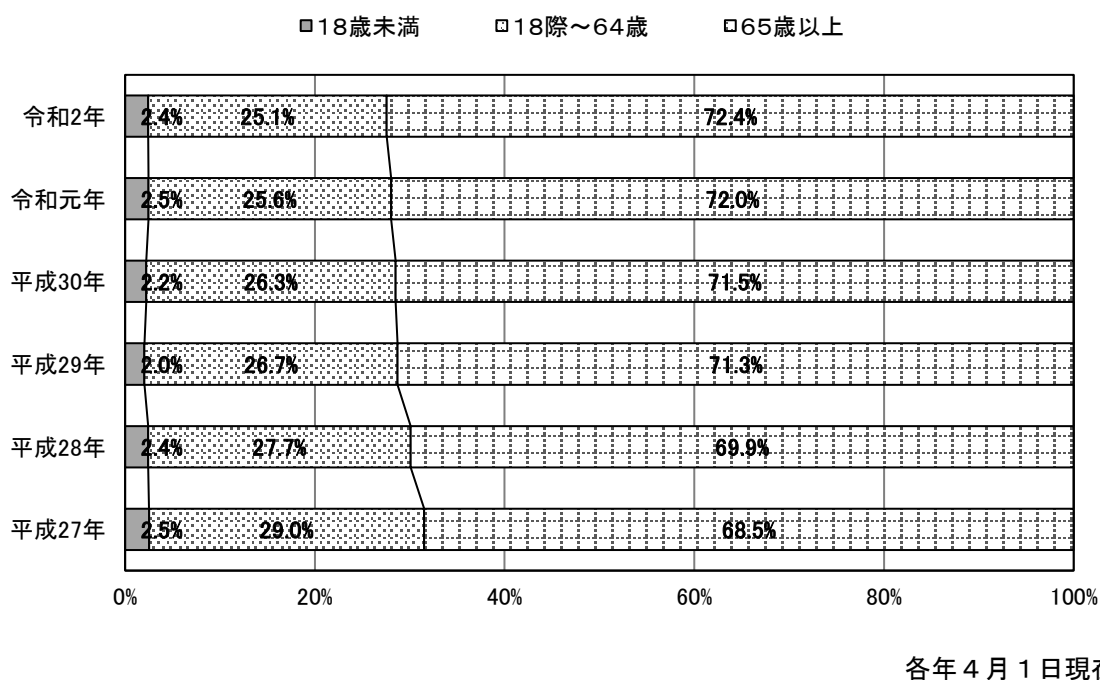
令和2年4月1日現在の身体障害者手帳所持者数を年齢別にみると、「18歳未満」は51人、「18～64歳」は526人、「65歳以上」は1,515人となっています。

年齢別の推移でみると、「18歳～65歳」は減少傾向、「65歳以上」は増加傾向にあります。

＜身体障害者手帳所持者数（年齢別）の推移＞



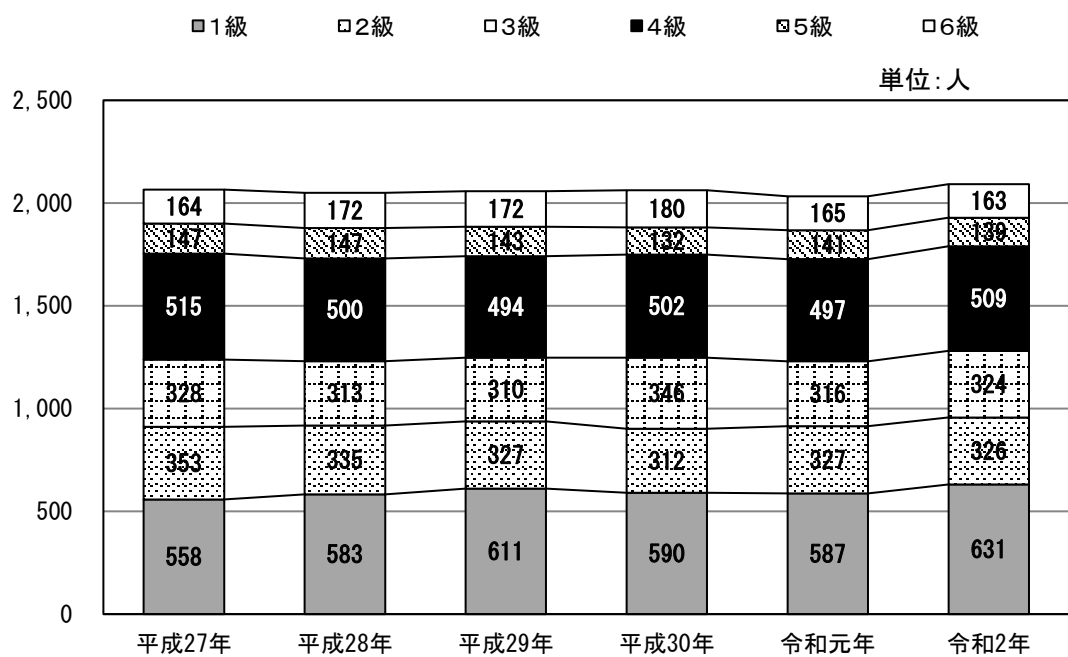
＜身体障害者手帳所持者数（年齢別）構成比の推移＞



令和２年４月１日現在の身体障害者手帳所持者数を等級別にみると、重度（「１級」「２級」）が全体の約４６％、中度（「３級」「４級」）が全体の４０％であり、中重度（「１級」「２級」「３級」「４級」）で全体の８割以上を占めています。

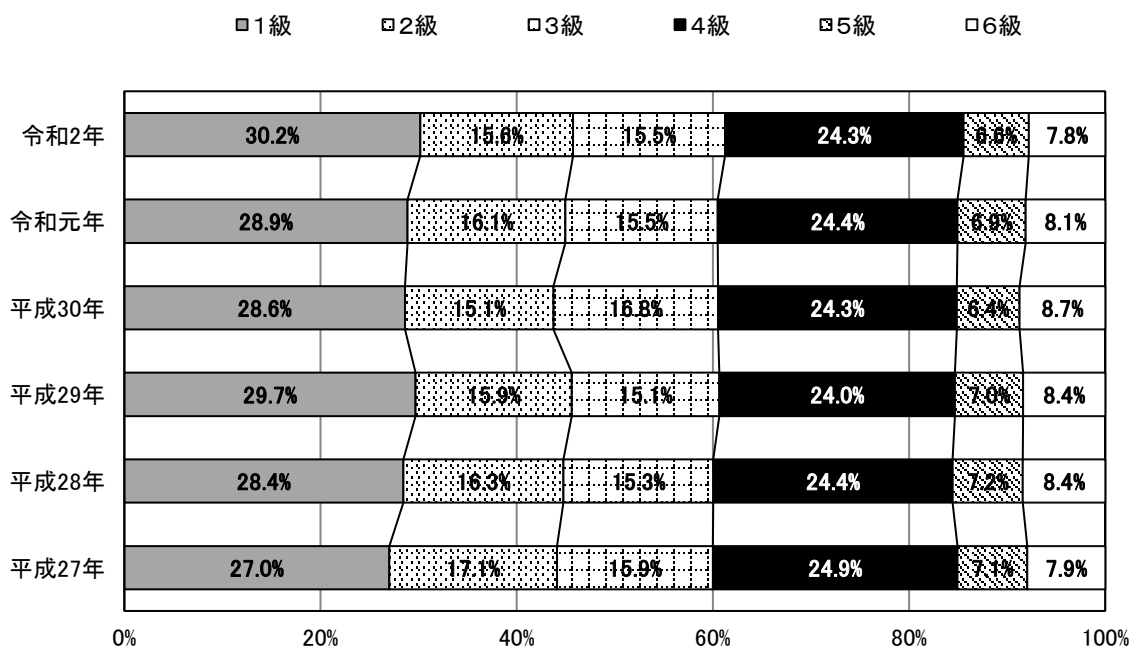
「１級」は平成３０年度との比較で７％ほど増加しています。

<身体障害者手帳所持者数（等級別）の推移>



各年４月１日現在

<身体障害者手帳所持者数（等級別）構成比の推移>

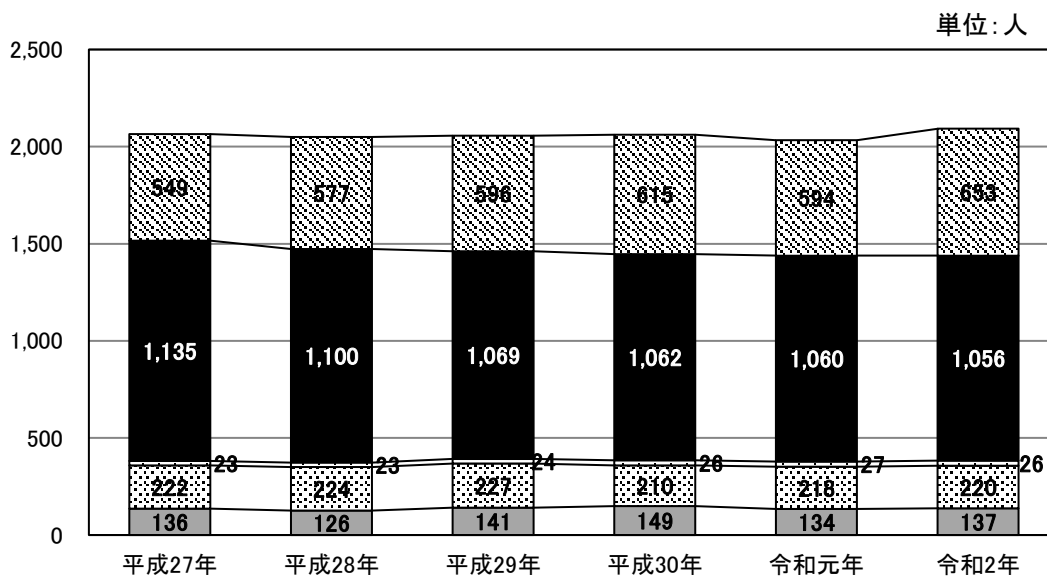


各年４月１日現在

令和2年4月1日現在の身体障害者手帳所持者数の推移を障がい部位別にみると、「肢体不自由」が1,056名と最も多く、「内部障がい」が653名、「聴覚・平衡機能障がい」が220名と続いています。

＜身体障害者手帳所持者数（障がい部位別）の推移＞

□視覚障がい □聴覚・平衡機能障がい □音声・言語・そしゃく障がい ■肢体不自由 □内部障がい

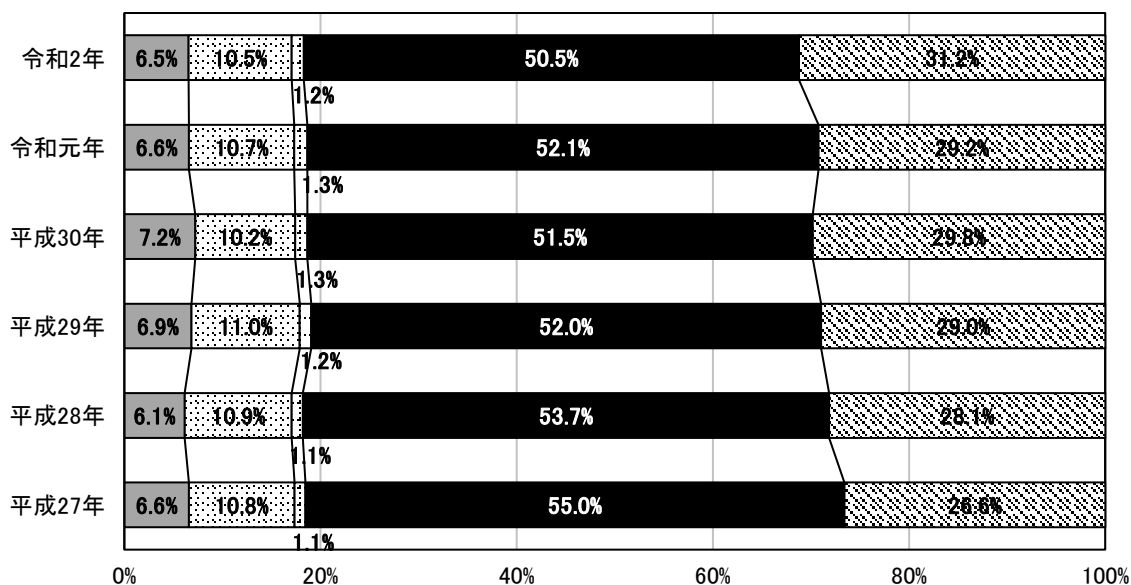


各年4月1日現在

※重複して障がいがある場合は、主な障がい部位に計上しています。

＜身体障害者手帳所持者数（障がい部位別）構成比の推移＞

□視覚障がい □聴覚・平衡機能障がい □音声・言語・そしゃく障がい ■肢体不自由 □内部障がい



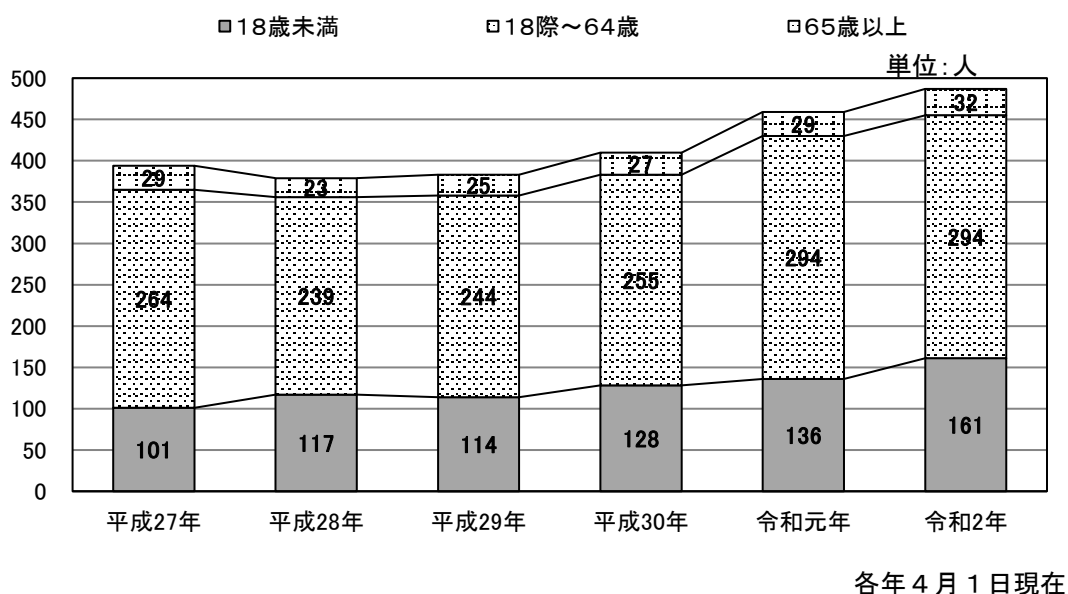
各年4月1日現在

(3) 療育手帳所持者の状況

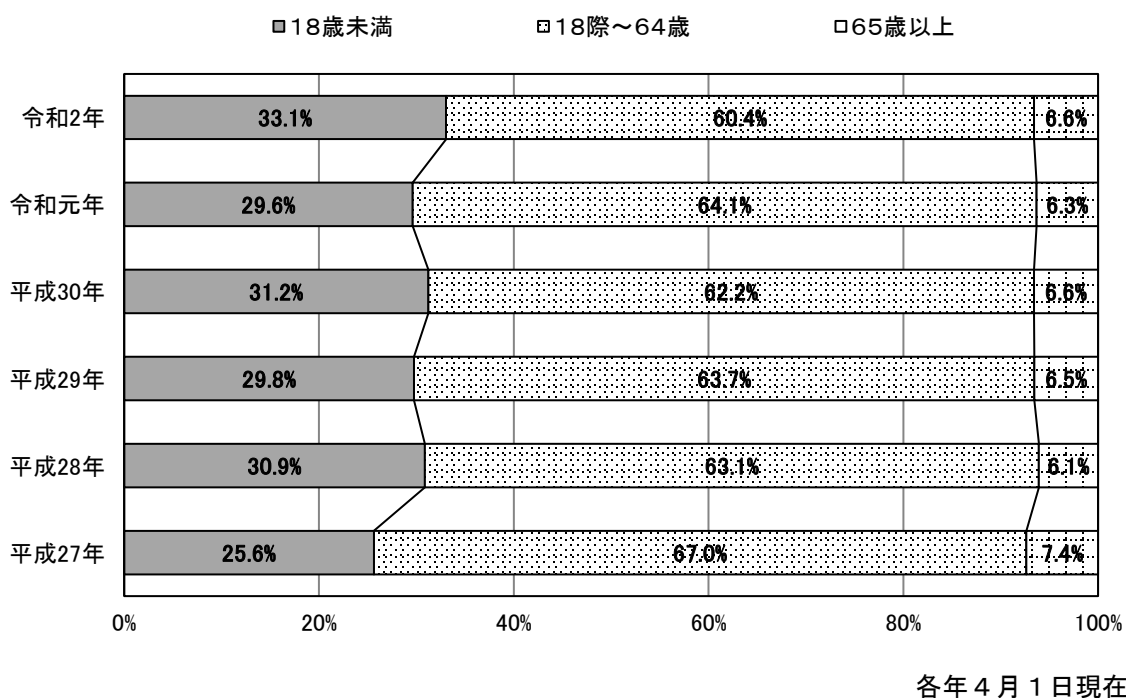
令和2年4月1日現在の療育手帳所持者数を年齢別にみると、「18歳未満」は161人、「18～64歳」は294人、「65歳以上」は32人となっており、令和2年が最も多く、全体の人数が487人となっており、平成28年以降増加傾向にあります。

年齢別構成比の推移でみると、18歳未満の比率が増加傾向にあり、令和元年度にはいったん減少し30%を下回りましたが、令和2年度には33%を超え、再び増加傾向にあります。

＜療育手帳所持者数（年齢別）の推移＞



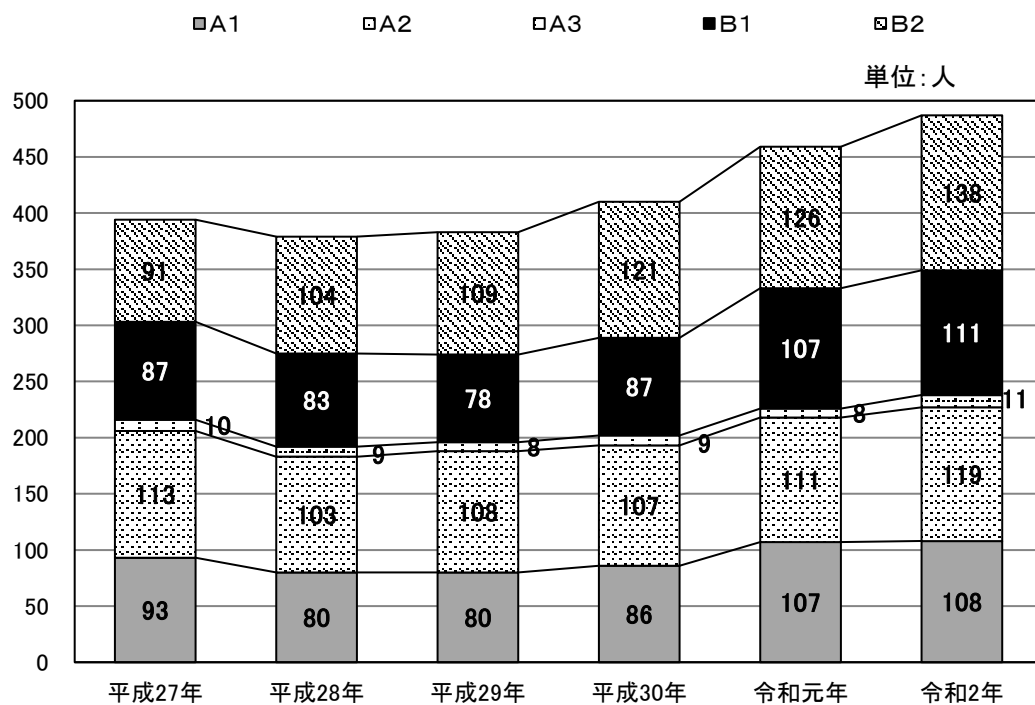
＜療育手帳所持者数（年齢別）構成比の推移＞



令和2年4月1日現在の療育手帳所持者数の推移を判定別にみると、軽度(B2)が138名と最も多く、重度(A2)が119名と続いています。

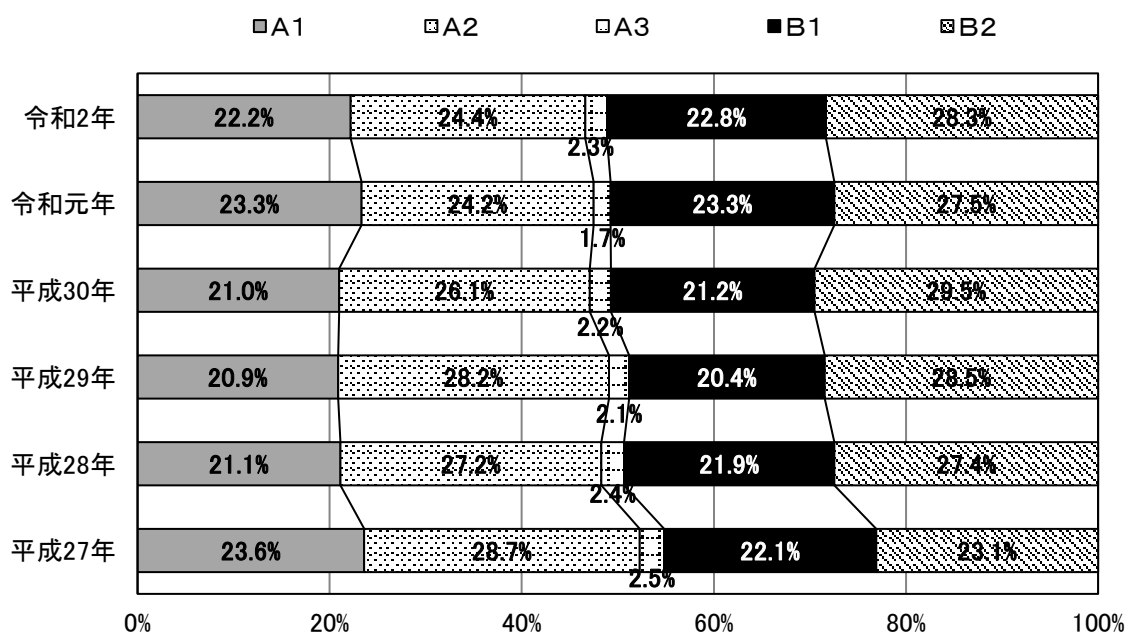
判定別構成比でみると、軽度(B2)の割合は平成27年以降年々高くなっています。

＜療育手帳所持者数（判定別）の推移＞



各年4月1日現在

＜療育手帳所持者数（判定別）構成比の推移＞

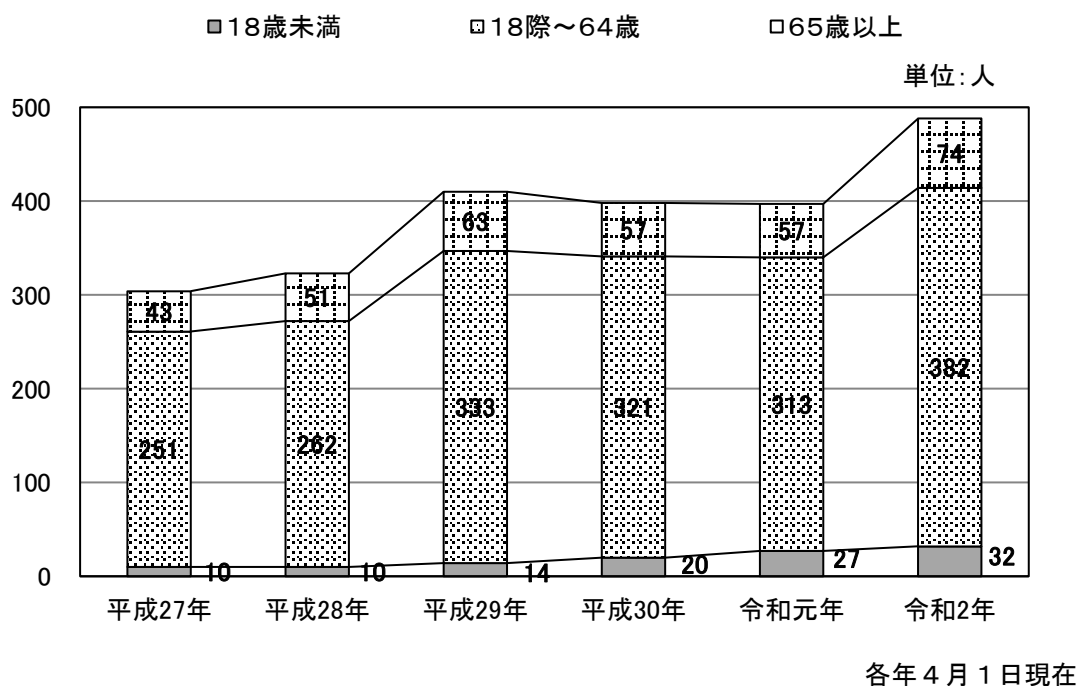


各年4月1日現在

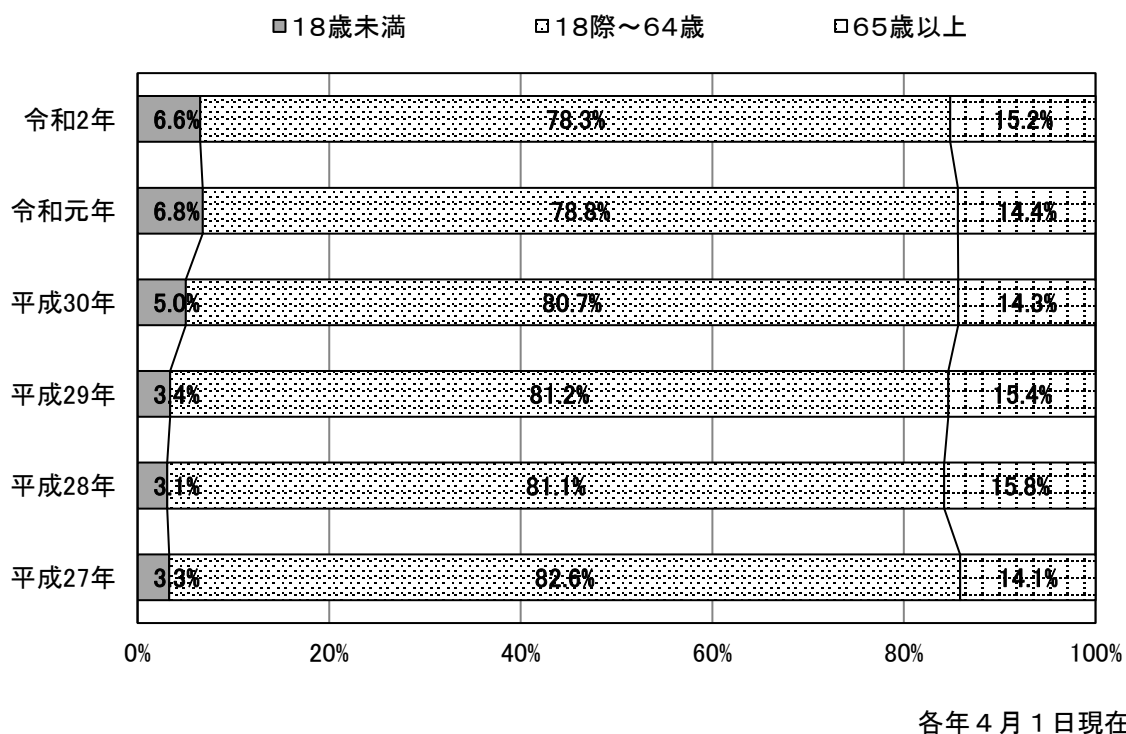
(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

令和2年4月1日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者数を年齢別にみると、「18歳未満」は32人、「18～64歳」は382人、「65歳以上」は74人となっており、年々増加しています。年齢別構成比をみると、いずれの年においても「18～64歳」が最も多く8割前後を占めています。

<精神障害者保健福祉手帳所持者数（年齢別）の推移>

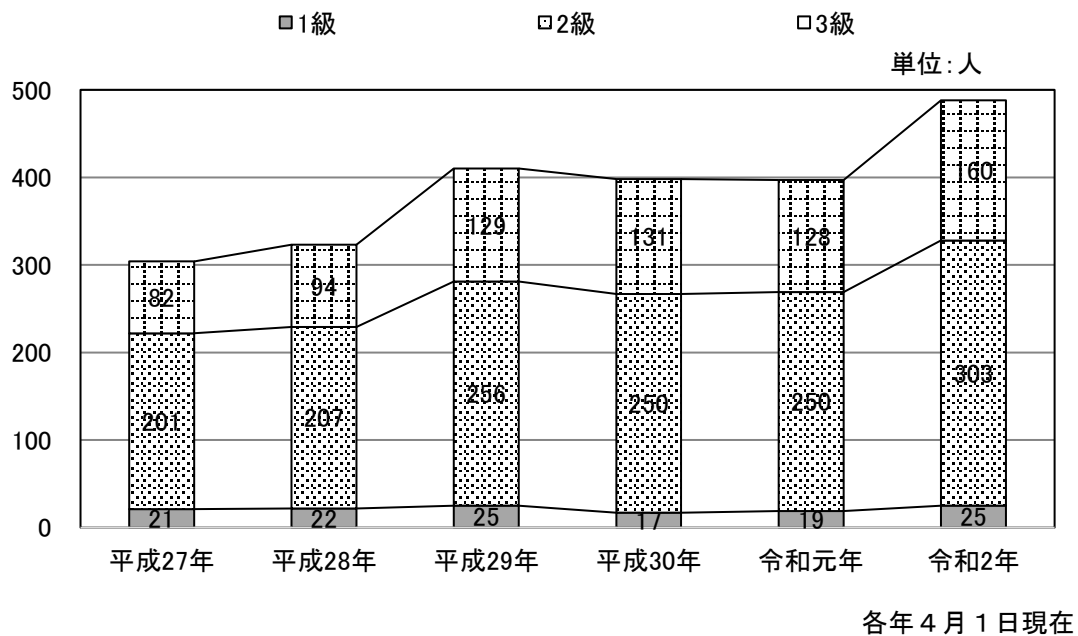


<精神障害者保健福祉手帳所持者数（年齢別）構成比の推移>

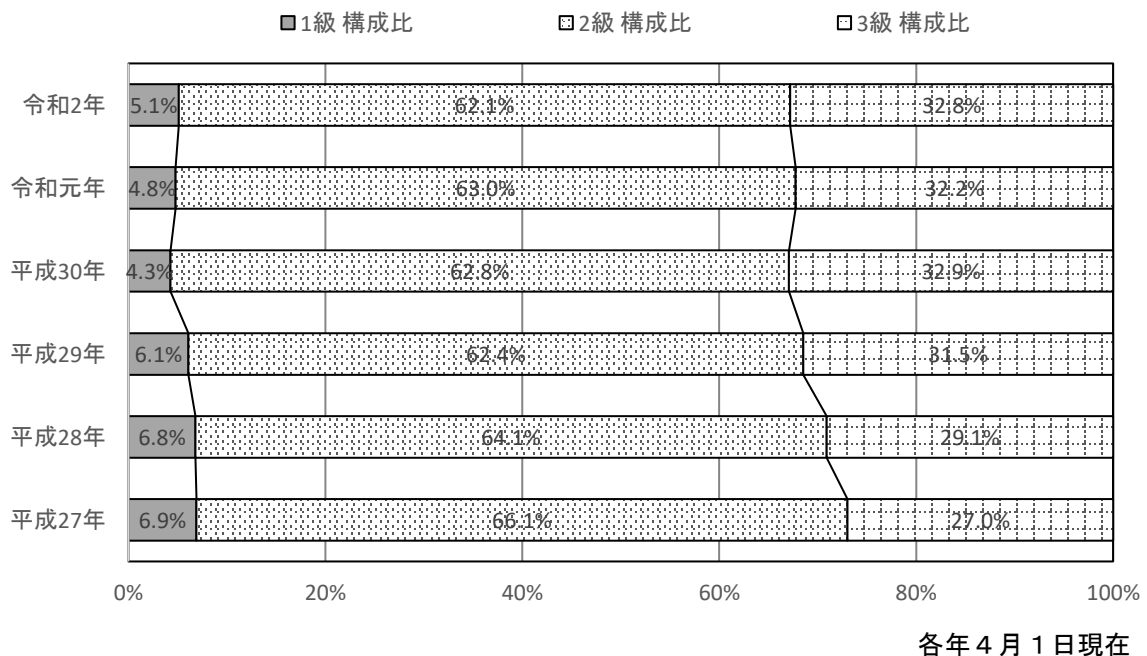


令和2年4月1日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者数を等級別にみると、2級が303名と突出しており、3級が160名と続いています。平成27年から令和2年で「3級」は約2倍に増えています。

＜精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別）の推移＞

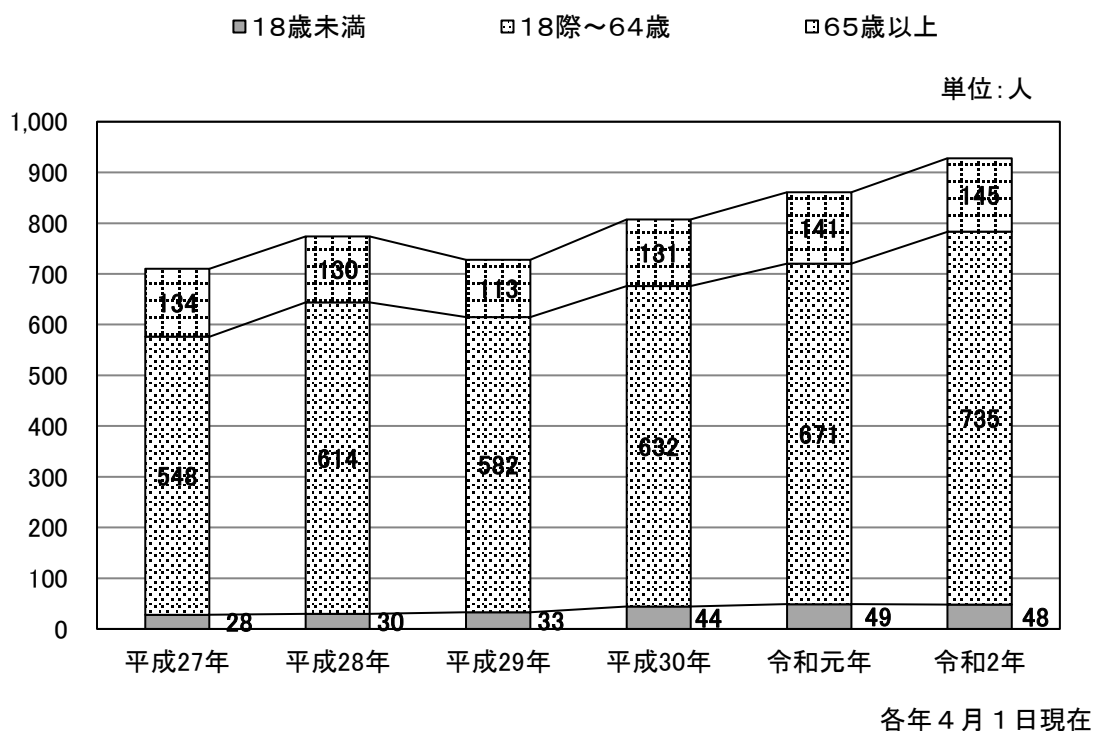


＜精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別）構成比の推移＞

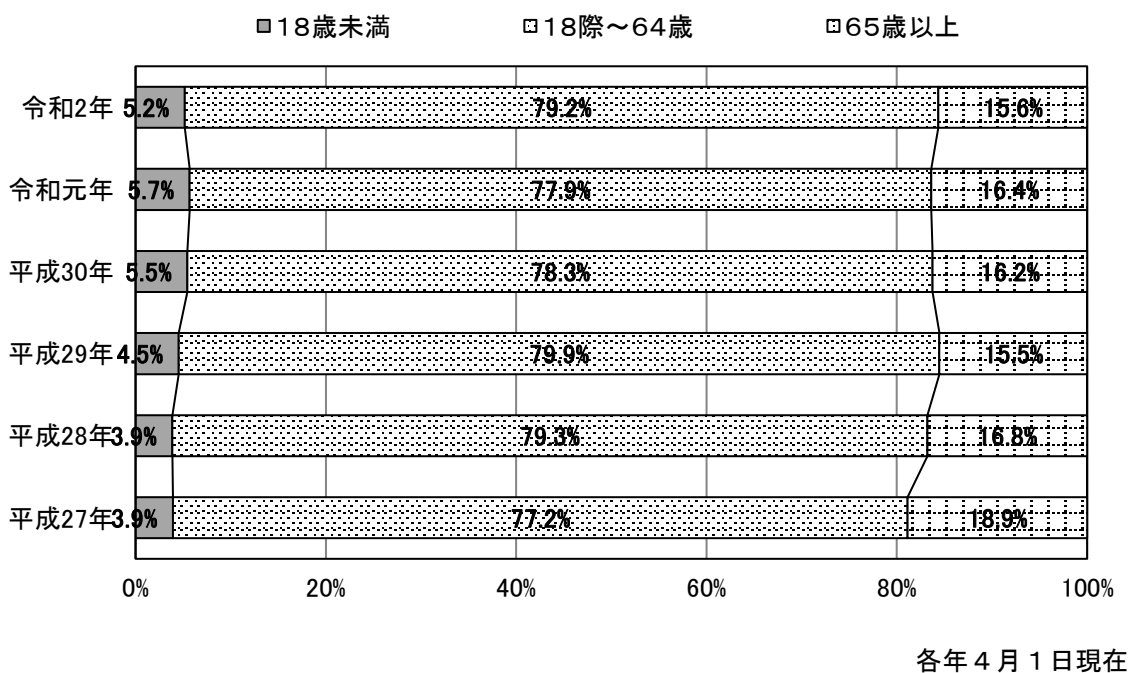


令和 2 年 4 月 1 日現在の自立支援医療（精神通院）受給者証所持者数は 928 人で、精神障害者保健福祉手帳所持者数（488 人）を大きく上回っています。年々増加傾向にあり、平成 27 年 4 月 1 日の受給者数と比較すると、令和 2 年は 3 割以上増加しています。

＜自立支援医療（精神通院）受給者証所持者数（年齢別）の推移＞



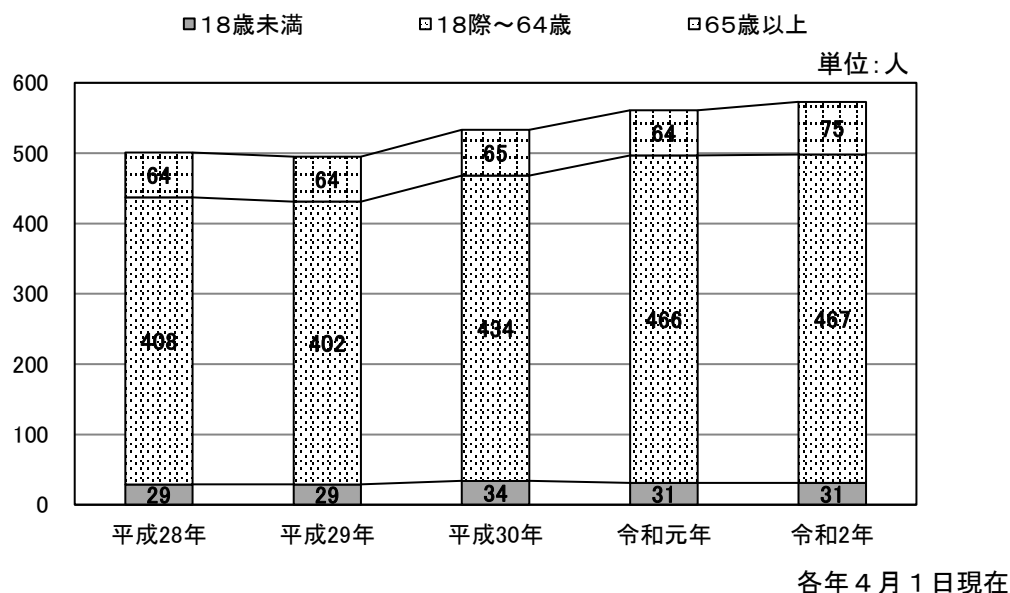
＜自立支援医療（精神通院）受給者証所持者数（年齢別）構成比の推移＞



(5) 障がい福祉サービス受給者証発行数の推移

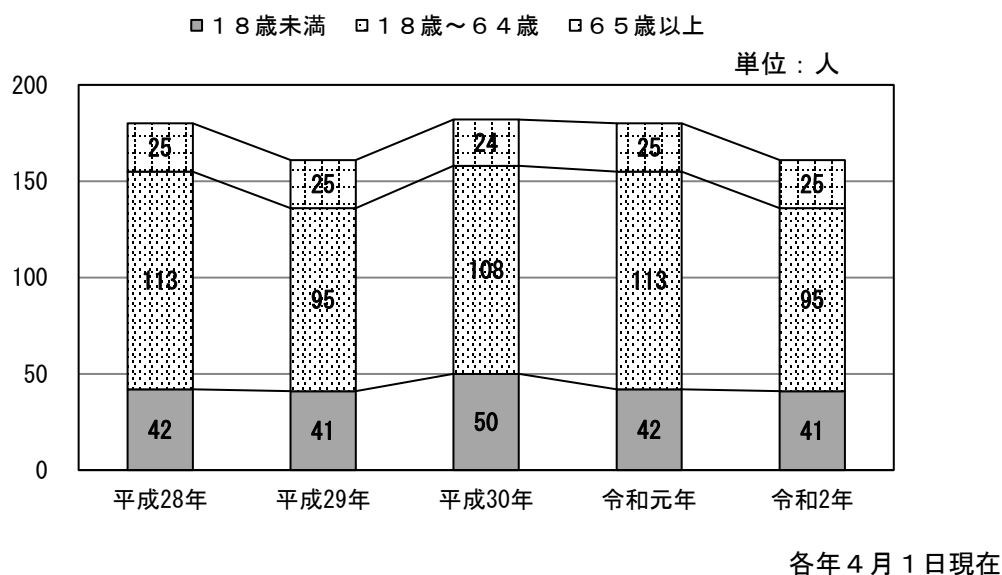
障がい福祉サービス受給者証の発行数は増加傾向にあり、平成 28 年から令和 2 年で約 14.4%増加しています。年齢構成別では「18 歳未満」の受給者証所持者数は大きな増減はみられません。「18～64 歳」及び「65 歳以上」の受給者証所持者数は平成 30 年以降増加傾向にあります。

＜障がい福祉サービス受給者証所持者数の推移＞



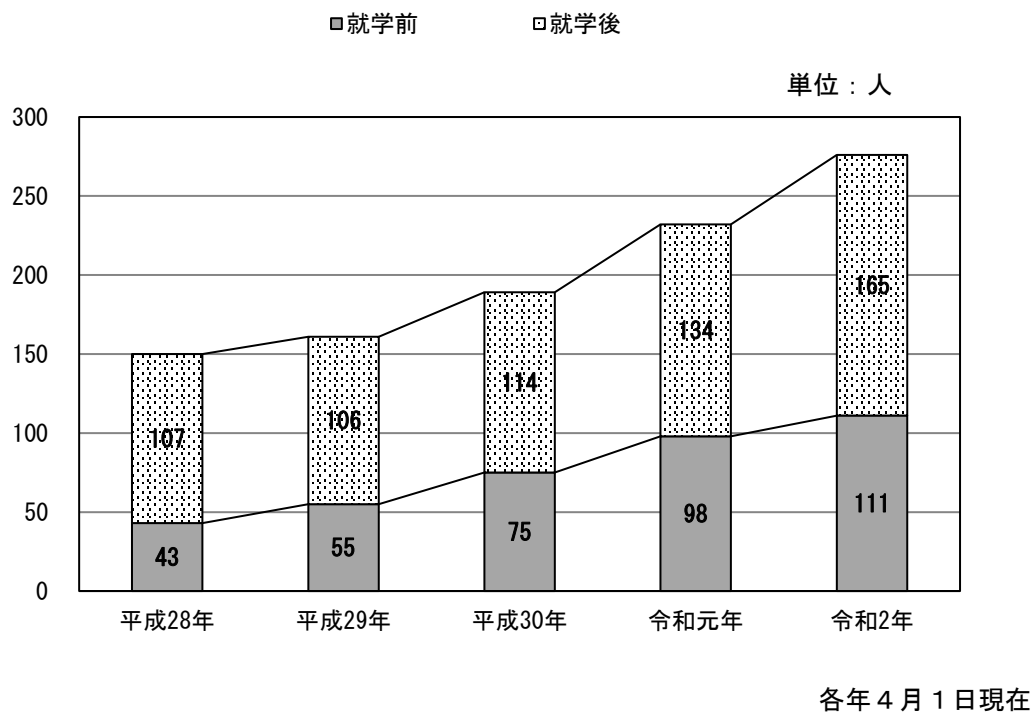
地域生活支援サービス受給者証の発行数は平成 30 年をピークに減少傾向にあります。年齢構成別では「18～64 歳」の発行数は平成 29 年から平成 30 年に増加していますが、令和元年から令和 2 年では大きく減少しています。「18 歳未満」の発行数は平成 30 年度から減少傾向にあります。

＜地域生活支援サービス受給者証所持者数の推移＞



障がい児通所受給者証の発行数は、増加の一途をたどっています。平成 28 年から令和 2 年で 1.8 倍となっており、ニーズは増加傾向にあります。

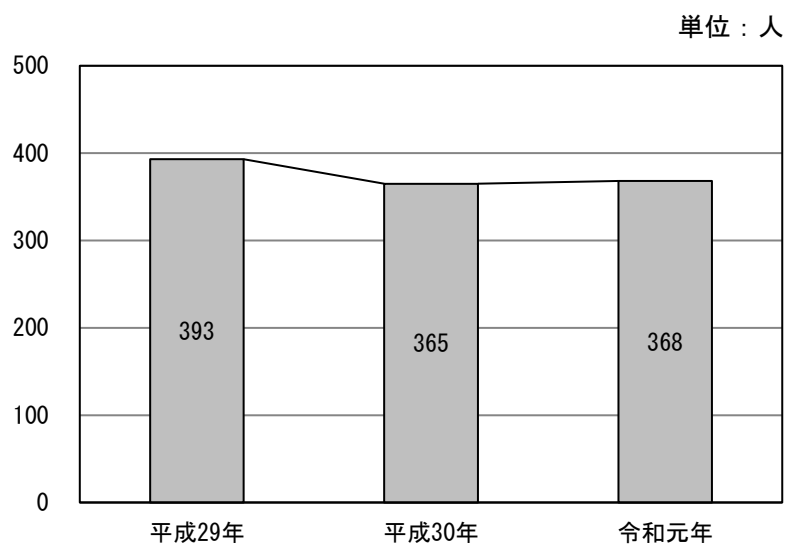
＜障がい児通所受給者証所持者数の推移＞



(6) 指定難病受給者証所持者数の推移

指定難病受給者証所持者数は、平成 29 年から平成 30 年にかけて減少しましたがその後増加しています。

＜指定難病受給者証所持者数の推移＞



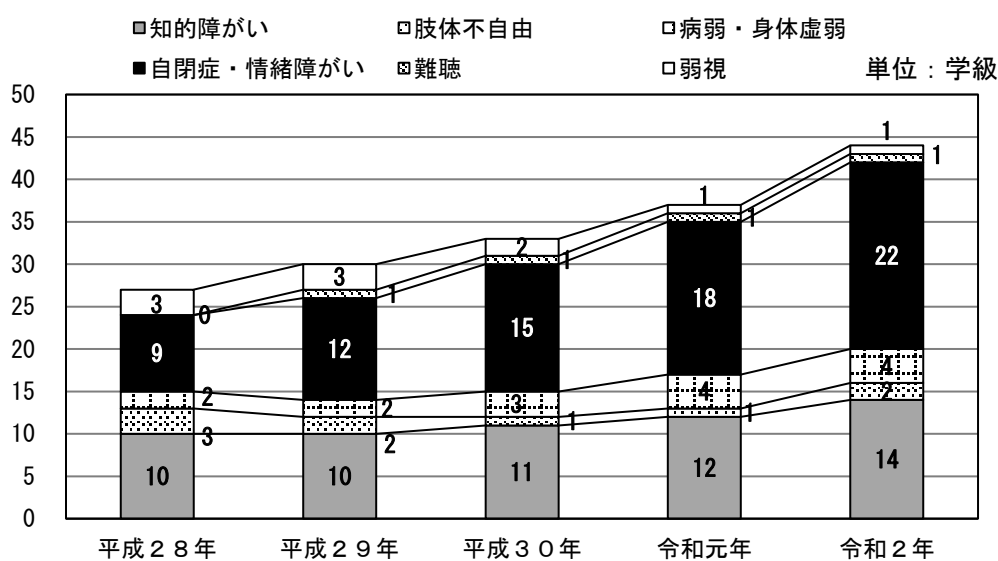
福岡県北筑後保健福祉環境事務所 各年 3 月 31 日現在

3. 就学等の現状

(1) 小学校の特別支援学級の状況

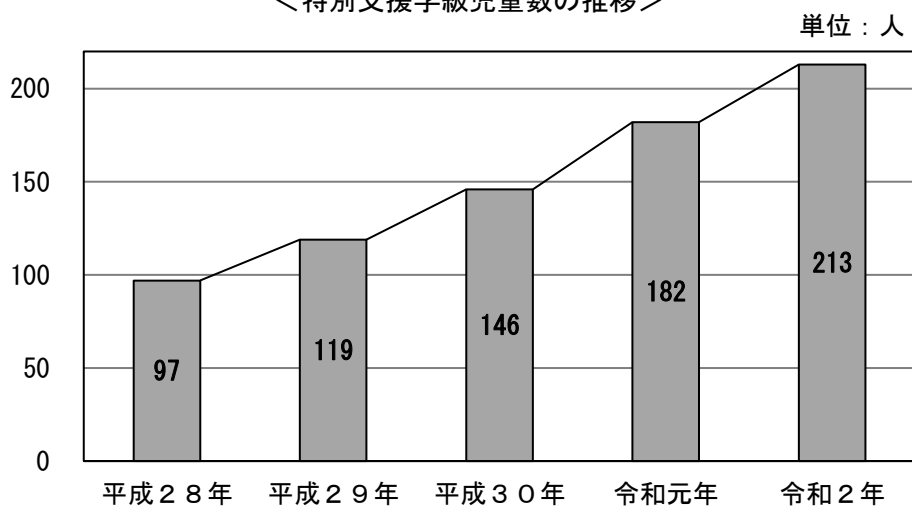
市内の公立小学校 8 校全てに特別支援学級が設置されており、学級数をみると年々増加し、特に自閉症・情緒障がい学級の学級は約 1.8 倍に増えています。児童数をみると、平成 29 年から令和 2 年の間で、119 人から 213 人となり、約 1.8 倍となっています。

＜特別支援学級数の推移＞



学校基礎調査 各年 5 月 1 日現在

＜特別支援学級児童数の推移＞

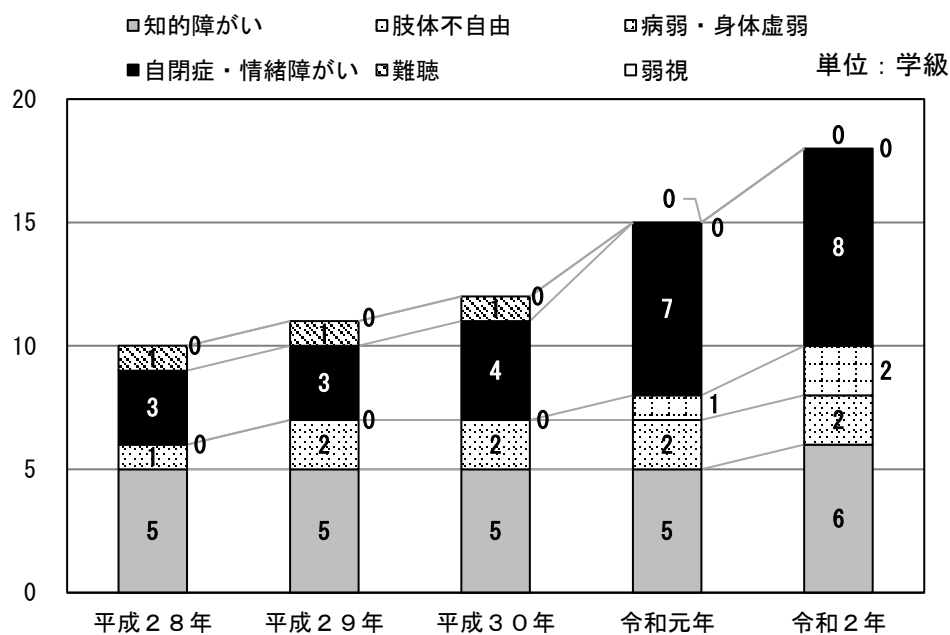


学校基礎調査 各年 5 月 1 日現在

(2) 中学校の特別支援学級の状況

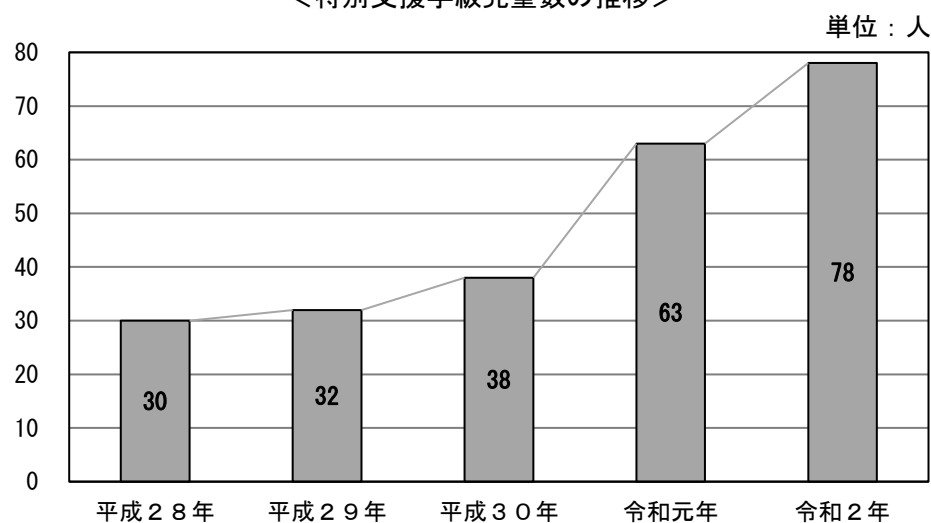
市内の公立中学校 5 校全てに特別支援学級が設置されており、学級数をみると年々増加し、特に自閉症・情緒障がいの学級は約 2.6 倍に増えています。生徒数をみると、平成 29 年から令和 2 年の間で、32 人から 78 人となり、約 2.4 倍となっています

＜特別支援学級数の推移＞



学校基礎調査 各年 5 月 1 日現在

＜特別支援学級児童数の推移＞

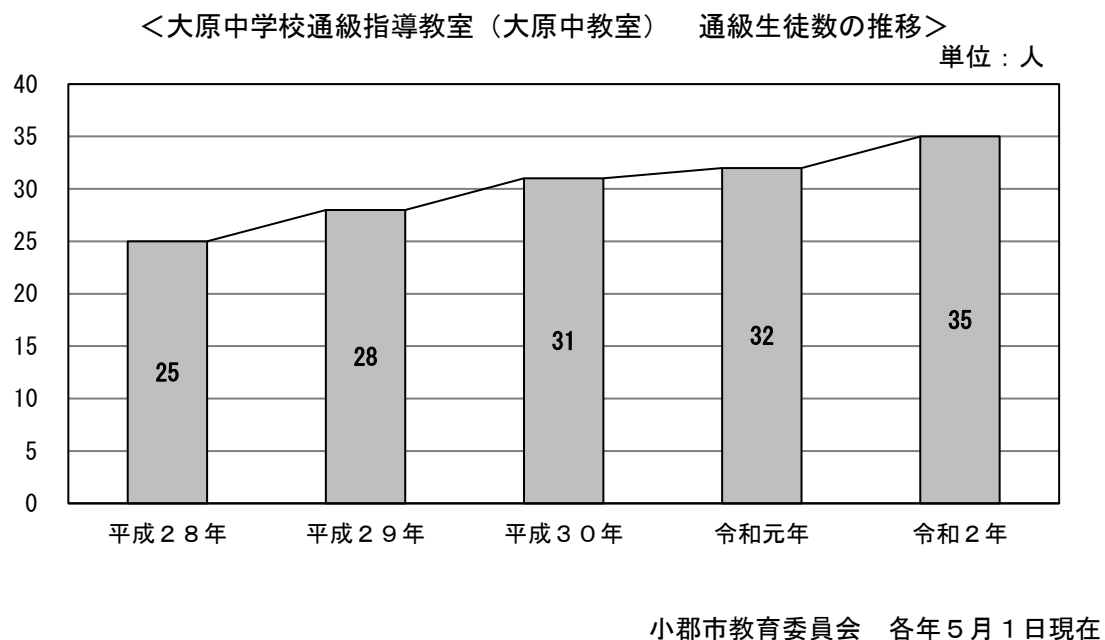
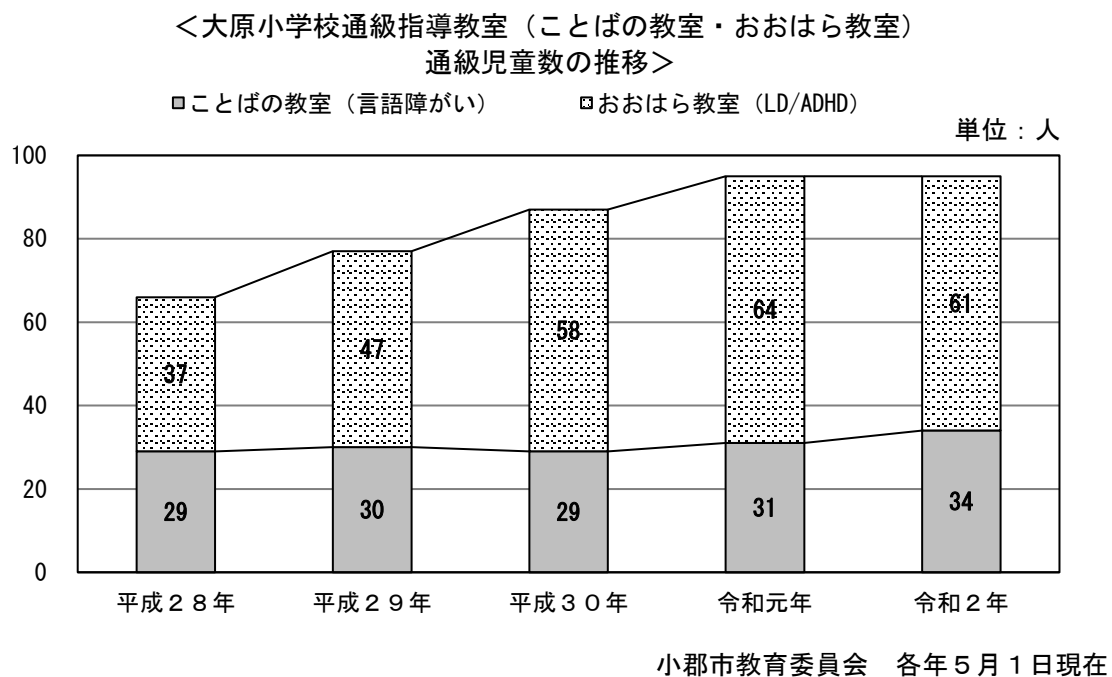


学校基礎調査 各年 5 月 1 日現在

(3) 通級指導教室の状況

小学校の通級指導教室に通う児童の数は増加傾向にあります。特に「おおはら教室（LD/ADHD）」に通う児童は平成 29 年から令和 2 年にかけて約 1.3 倍に増えています。

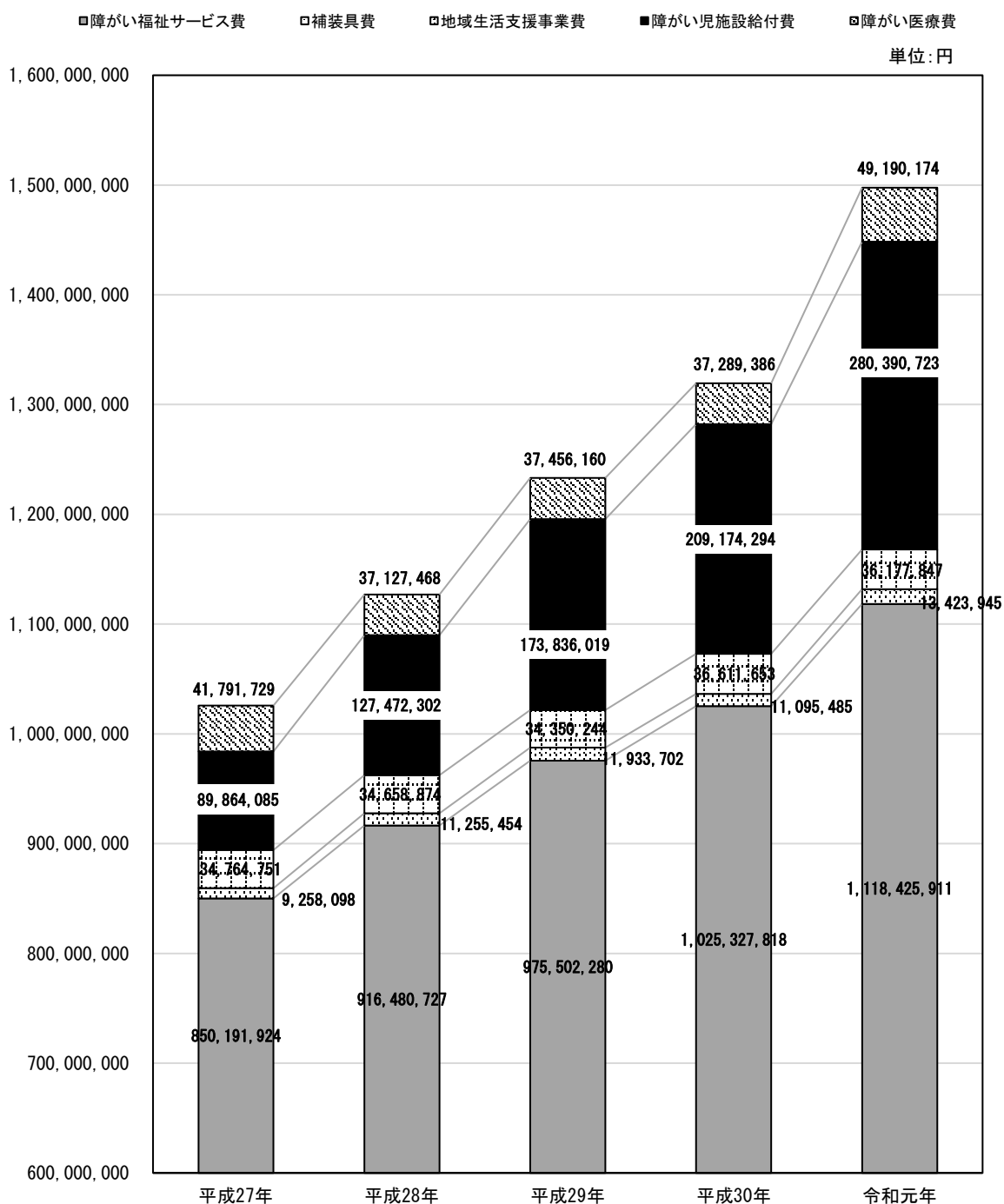
中学校の通級指導教室に通う生徒の数は年々増加しています。



4. 障がい福祉関係事業費（扶助費）の現状

障がい福祉関係事業費（扶助費）全体は、5年間を通して増加傾向にあります。特に障がい福祉サービス費、障がい児施設給付費は年々増加傾向にあります。平成27年から令和元年では、障がい福祉サービスでは約1.3倍、障がい児施設給付費では約3.1倍となっています。

＜障がい福祉関係事業費（扶助費）の現状＞



第4章 計画の基本方針

わが国の障がい保健福祉施策においては、障がい者・児が、基本的人権の享有主体である個人の尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な支援を行うことにより、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目指して、法整備等が進められてきました。

小郡市では、「小郡市障がい者計画」、「小郡市障がい福祉計画」及び「小郡市障がい児福祉計画」に基づき、障がい者・児が住み慣れた地域の中で生活を送ることができるまちづくりを目指して障がい福祉施策に取り組んできました。

本計画では、障がい者・児、またその家族が、住み慣れた地域で自立し、安心して、生きがいをもった生活を送れるような地域社会を目指します。

1. 基本理念

●障がい者等の意思表示・自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会の実現に向け、障がい者・児等の意思表示・自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、自立と社会参加の実現を図るための環境づくりを進めます。

●市を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施

市が実施主体の中心となり、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者、発達障がい者、高次脳機能障がい者等及び障がい児に対するサービスの充実を図ります。

発達障がい者・児及び高次脳機能障がい者・児については、従来から精神障がい者・児に含まれるものとして、法に基づく給付の対象となっていることや、難病患者等についても引き続き法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図ります。

障がいの種別や年齢等に関わらず、地域において切れ目なく必要な支援が受けられるよう適切なサービス利用につなげます。

●施設入所・入院からの地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

施設入所や入院から地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援等の課題への対応や、障がい者・児等の生活を地域全体で支えるため、サービス提供体制の整備を進めます。

また、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、地域生活支援の拠点等の機能の強化が求められます。地域の社会資源を最大限にいかし、小郡市自立

支援協議会のネットワークを活用しながら必要な機能の強化に取り組めます。

●地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高めあうことができる「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを進めます。

地域の相談を受け止める相談支援、就労や居住の支援など多様な社会参加に向けた支援、障害の有無に関わらず同じ地域の住民同士として参加し知り合う場である地域の交流の取り組みを推進します。

小郡市自立支援協議会と連携しながら、交流の機会や障がい者・児の理解促進のため活動の場を確保し、地域共生社会の実現につなげます。

●障がい児の健やかな育成のための発達支援

地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関の連携を図り、乳幼児期から学校卒業まで切れ目のない一貫した効果的な支援体制の構築を目指します。障害の有無にかかわらず、すべての児童がともに地域社会で健やかに成長できるよう支援します。

●障がい福祉人材の確保

安定的な障がい福祉サービスの提供のための人材を確保していく必要があります。小郡市自立支援協議会とともに多職種間の連携を推進し、専門性を高めるための研修などを実施することで、小郡市の障がい福祉の現場の魅力の向上につなげます。働きがいのある分野であることを広く発信し、障がい福祉人材の確保を目指します。

●障がい者の社会参加を支える取り組み

障がい者の地域における社会参加を促進するために、多様なニーズを踏まえた支援に取り組めます。

例えば、文化芸術活動の推進や視覚障がい者等の読書環境の整備について、文化芸術を享受鑑賞又は創造や発表したり、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受したりする機会を確保することで、障がい者の社会参加の充実を図ります。

また、各種講演会等に手話通訳や要約筆記を派遣する取り組みを進め、障がい者の多様な社会参加を支えます。

2. 基本目標

(1) 障がい福祉サービスの充実

障がい者・児、またその家族が、地域社会の中で自立し、生きがいをもって生活するために必要とされるサービス量を見込み、その確保に努めます。また、人材の育成に取り組み、サービスの質の維持・向上を図ります。

(2) 児童福祉法に基づく障がい児支援サービスの充実

障がい児の健やかな成長・発達・自立を支援するために必要とされるサービス量を適切に見込み、その確保に努めます。また、人材の育成に取り組み、サービスの質の維持・向上を図ります。

(3) 地域生活への移行と就労支援等（成果目標の設定）

施設に入所または医療機関に入院している方で、グループホームや自宅等での生活への移行を目指す障がい者の地域生活を支援します。

障がい者・児が地域で安心して暮らすことができるよう、自立支援協議会や相談支援事業者、サービス事業所、支援機関等と連携しながら、支援体制の整備に努めます。

障がい者が多様な希望にそった就労を実現し、社会を支える一員として就労を継続していくことができるよう支援します。

障がい児の必要とする支援が身近な地域で受けられるよう、地域の支援体制を確保・維持します。

障がい者・児が真に必要とするサービスの提供のため、市職員の質の向上に取り組みます。

(4) 障がい者・児に対する理解の促進

障がい者・児が地域社会の中で生活を送るためには、行政の支援だけでなく地域の理解と配慮が必要です。ノーマライゼーションの理念の実現のためにも、行政内部だけではなく、地域に対しても啓発活動等の働きかけを行い、障がい者・児に対する理解の促進を図ります。

(5) 防災対策の推進

障がいの有無にかかわらず、すべての人が住み慣れた地域で安全に安心して暮らせるよう、災害時等に備えて地域ぐるみで障がい者・児を支援するネットワークづくりを推進します。

3. 取り組みの体系

基本目標	施策の方向	取り組み内容
1. 障がい福祉サービスの充実	(1) サービス必要量の確保と質の向上	①訪問系サービスの充実
		②日中活動系サービスの充実
		③居住系サービスの充実
		④相談支援の充実
		⑤地域生活支援事業の充実
		⑥事業者の育成
		⑦当事者団体の育成
		⑧発達障がい者・児への支援
	(2) 権利擁護の推進	①障がい者・児への差別解消の推進
		②障がい者・児への虐待防止の推進
		③成年後見制度の推進
2. 児童福祉法に基づく障がい児支援サービスの充実	(1) サービスの必要量の確保と質の向上	①障がい児支援サービスの充実
3. 地域生活への移行と就労支援等(成果目標の設定)	(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行	
	(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	
	(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	
	(4) 福祉施設から一般就労への移行の推進	
	(5) 障がい児支援の提供体制の整備	
	(6) 相談支援体制の充実・強化	
	(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	
4. 障がい者・児に対する理解の促進	(1) 地域での福祉活動の推進	①ボランティア活動の推進
5. 防災対策の推進	(1) 防災対策の推進	①防災体制の整備

第5章 取り組みの内容

1. 障がい福祉サービスの充実

(1) サービス必要量の確保と質の向上

①訪問系サービスの充実

●現在までの推移と今後の見込み

平成30年度・令和元年度の実績及び令和2年度の実績見込みから、訪問系サービス全体の利用量が年々増加しており、今後の利用者の増加が見込まれます。

●課題

利用者は増加している一方で、市内のサービス提供事業所は減少傾向で市外の事業所を利用せざるを得ない場合があり、地域におけるサービス提供体制が十分とは言えない状況です。

●施策の方針

必要とされるサービス量を見込み、確保できるよう努めます。

介護保険優先の原則に沿って、今後、適切な案内と円滑な移行に努めていきます。

●第5期小郡市障がい福祉計画の実績

<訪問系サービスの実績>

	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績見込
訪問系サービス	時間	1,583	1,764	1,741	1,939	1,899	1,957

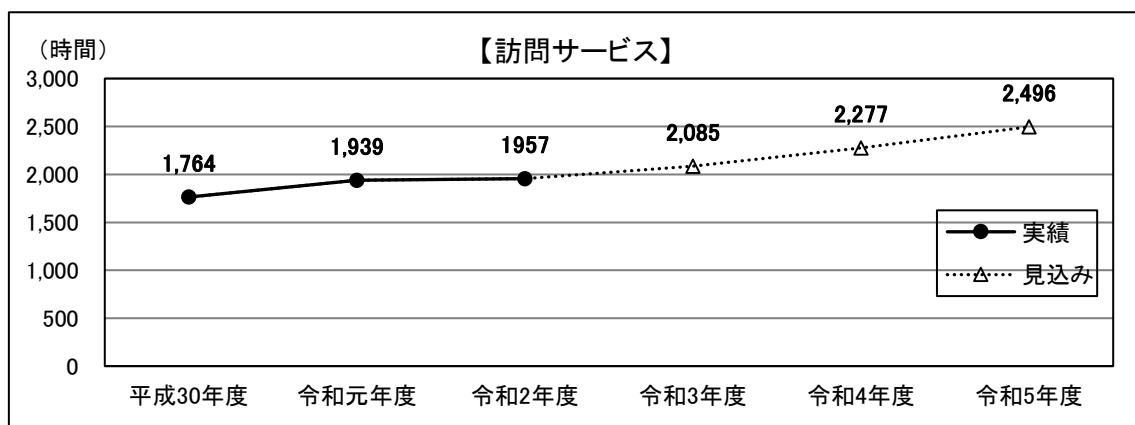
※月あたりの平均

●サービス量見込み

<訪問系サービスの見込み>

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問系サービス	時間	2,085	2,277	2,496
	人	87	90	93

※月あたりの平均



●確保方策及び具体的な方策

- 地域移行の推進に伴いサービス量増加が見込まれること、新たなサービス利用者が出てくることを想定しながら、相談支援事業所やサービス事業者との連携を図りながらニーズの充足に努めます。
- 介護保険制度によりニーズに沿ったサービスを受けられる方に対して、関係部署と連携し、制度切り替え時の円滑な移行をご案内することで、必要な支援が途切れないようにします。

②日中活動系サービスの充実

●現在までの推移と今後の見込み

各サービスの平成 30 年度・令和元年度の実績及び令和 2 年度の実績見込みから、次のように考えられます。

生活介護については、増加傾向にあり引き続き利用者の増加が見込まれます。

自立訓練（機能訓練・生活訓練）については、機能訓練は減少傾向、生活訓練は増加傾向にあります。

就労移行支援は減少傾向、就労継続支援（A型、B型）は増加傾向にあります。

療養介護については、その対象者が限られていることや市内・近隣市町村に事業所がないことから今後のサービス利用状況は安定していると考えられます。

短期入所については、令和2年度の新型コロナウイルス感染症の影響を除けば利用量が安定しています。またヒアリングの中でも利用を継続したいとの声があり、引き続き利用が見込まれます。

●課題

関係機関ヒアリングでは、市内事業所数が減少している就労移行支援について、「2 年間の利用期間内で就職をしていくため、利用者数としては増加していない」との意見がありました。就労を目指したい人が必要なサービスを利用できるよう支援体制の確保が必要です。

●施策の方針

窓口での相談時やホームページ・広報等で広く情報がいきわたるように努め、利用を必要とするすべての人にサービス提供できるように必要量の確保に努めます。

●第5期小郡市障がい福祉計画の実績

＜日中活動系サービスの実績＞

	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績見込
生活介護	人日	2,655	2,568	2,655	2,612	2,655	2,564
自立訓練 (機能訓練)	人日	45	17	45	12	45	3
自立訓練 (生活訓練)	人日	107	51	178	84	178	146
就労移行支援	人日	442	427	320	329	352	308
就労継続支援 (A型)	人日	1,561	1,307	1,717	1,349	1,889	1,371
就労継続支援 (B型)	人日	1,473	1,928	1,547	2,196	1,620	2,261
療養介護	人	11	11	11	12	11	12
福祉型 短期入所	人日	139	119	139	114	139	62
医療型 短期入所	人日	17	17	17	23	17	1
就労定着支援	人	5	4	5	5	5	3

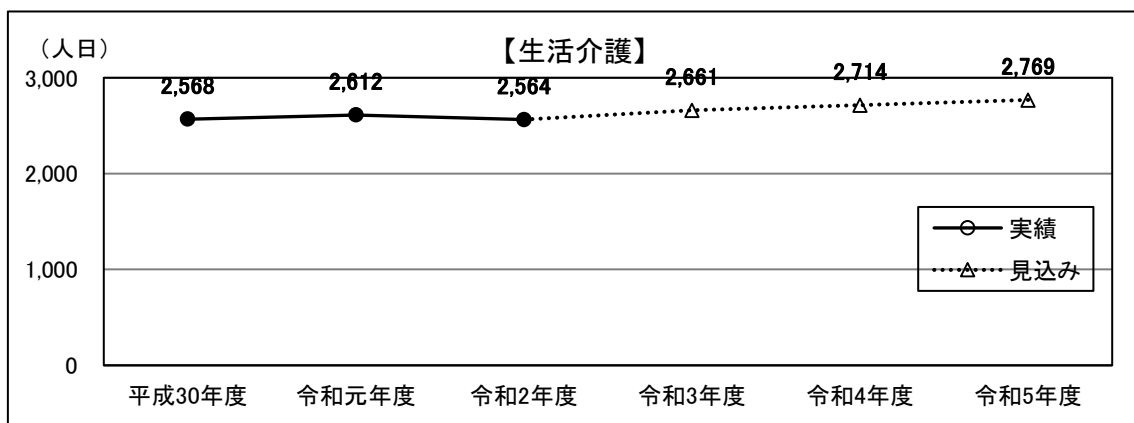
※人日：月あたりの平均延利用日数

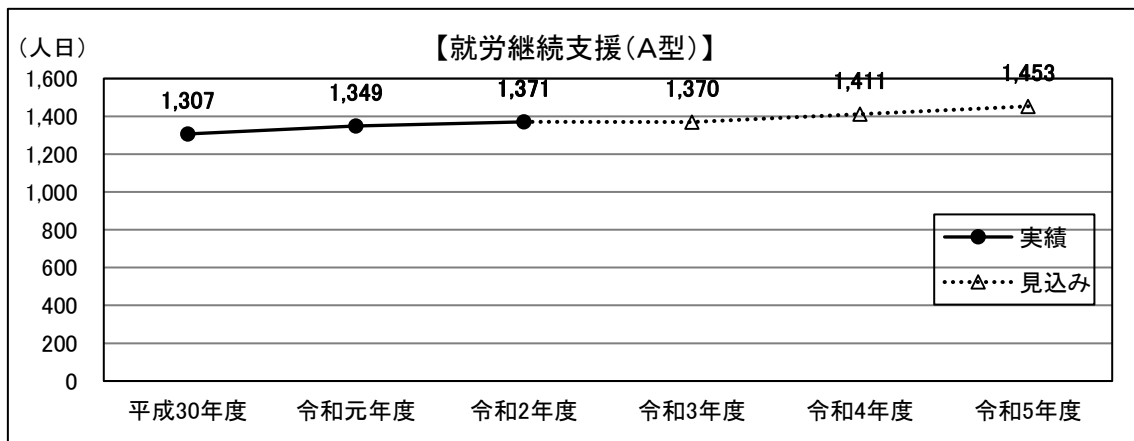
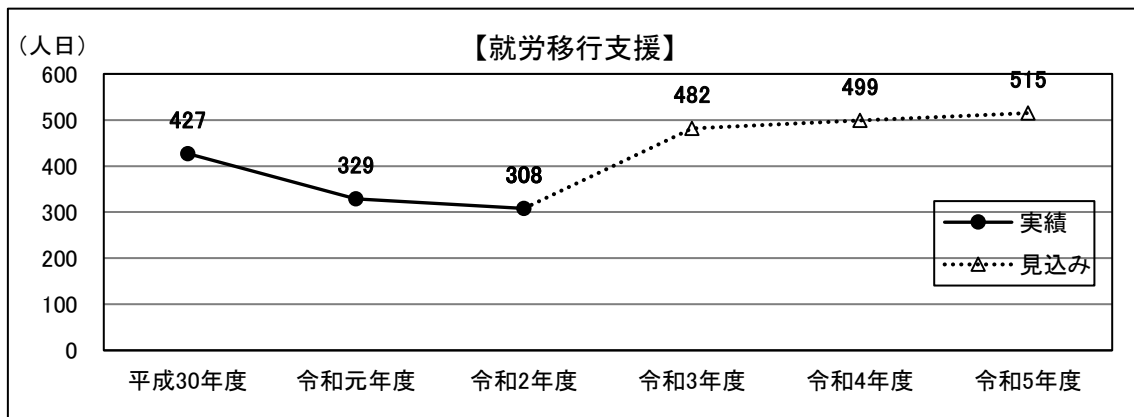
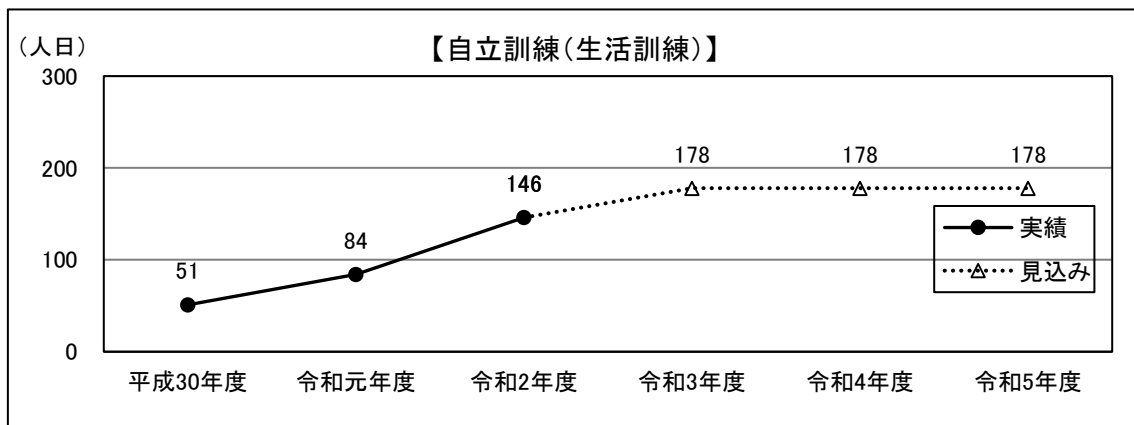
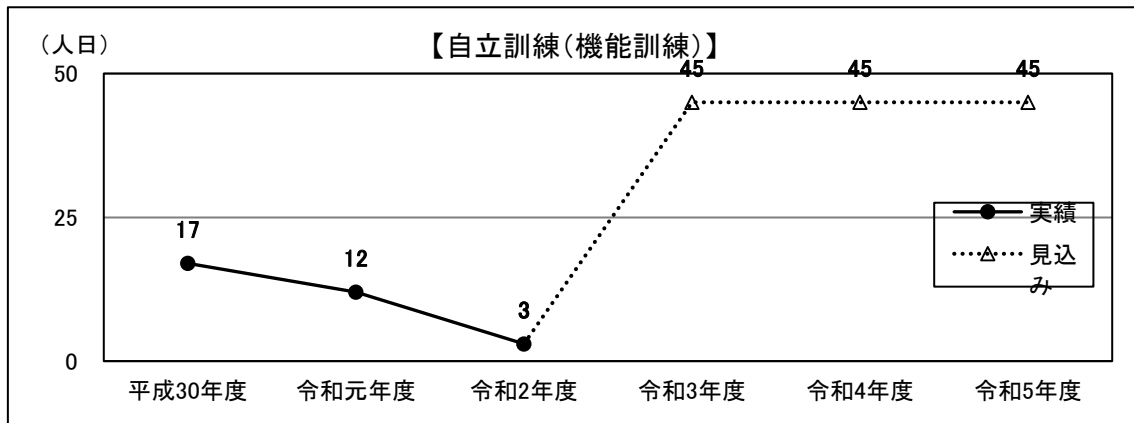
●サービス量見込み

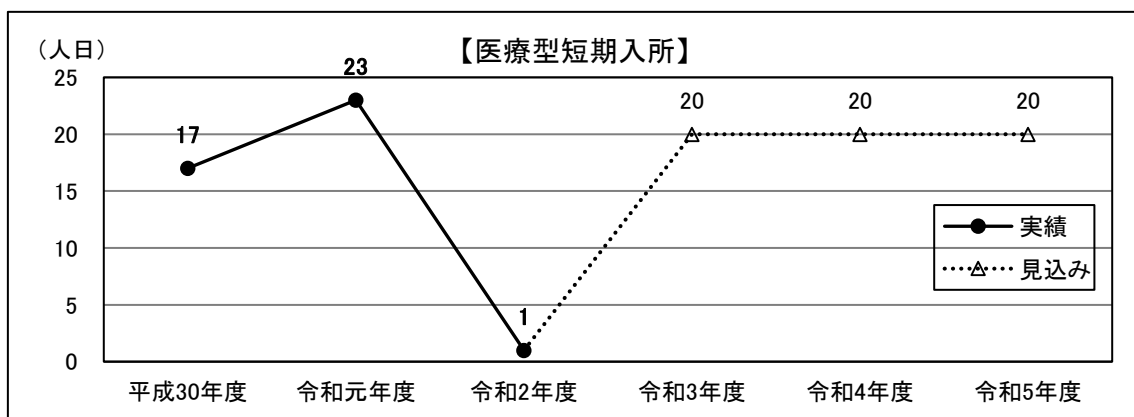
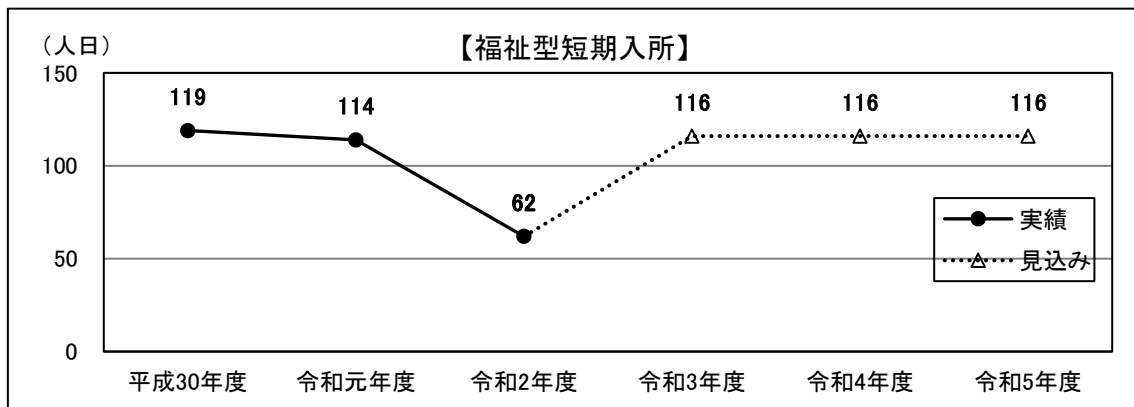
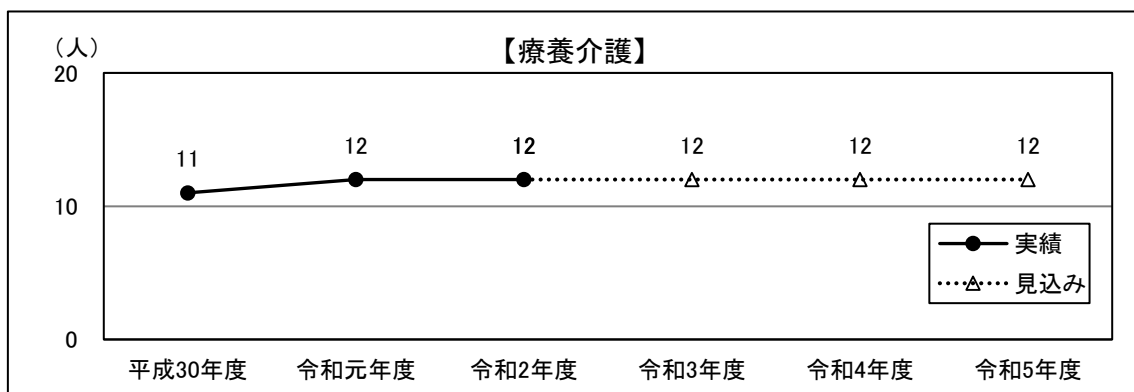
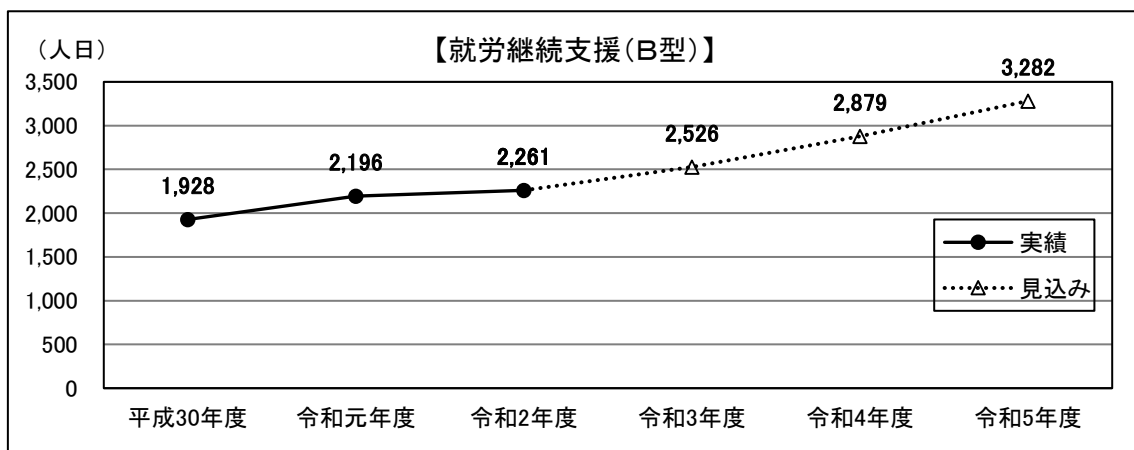
<日中活動系サービスの見込み>

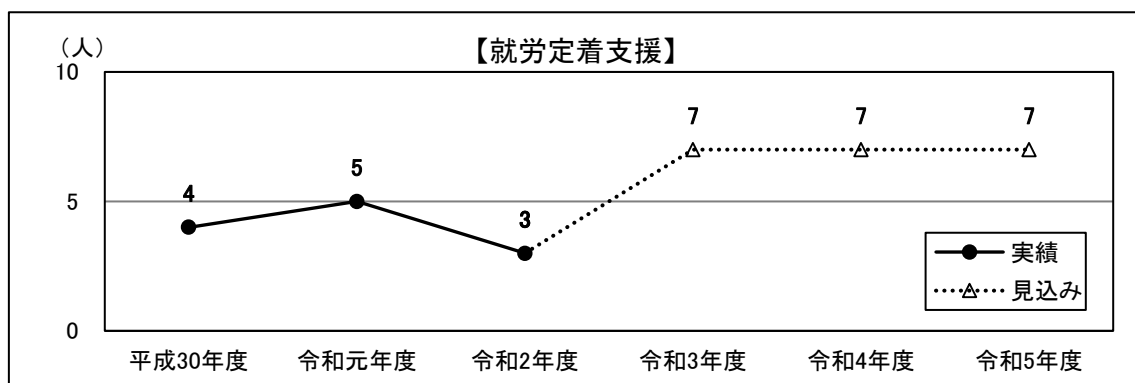
	市内事業所数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	5	人日	2,661	2,714	2,769
		人	132	135	137
自立訓練 (機能訓練)	0	人日	45	45	45
		人	4	4	4
自立訓練 (生活訓練)	1	人日	178	178	178
		人	11	11	11
就労移行支援	1	人日	482	499	515
		人	29	30	31
就労継続支援 (A型)	4	人日	1,370	1,411	1,453
		人	67	69	70
就労継続支援 (B型)	7	人日	2,526	2,879	3,282
		人	137	157	179
療養介護	0	人	12	12	12
福祉型短期入所	3	人日	116	116	116
		人	16	16	16
医療型短期入所	0	人日	20	20	20
		人	7	7	7
就労定着支援	1	人	3	5	7

※人日：月あたりの平均延利用日数









●確保方策及び具体的な方策

- 事業者に対する県等の補助金や研修等の周知を行い、サービスの提供体制の充実を図ることで、見込量の確保を図ります。
- 市内の就労系サービス事業所と連携を深めながら、就労支援並びに定着支援を進めていきます。
- 就労系サービスの情報提供と啓発活動を行い、サービス利用者の一般就労へつながるよう努めます。

③居住系サービスの充実

●現在までの推移と今後の見込み

各サービスの平成 30 年度・令和元年度の実績及び令和 2 年度の実績見込みから、次のように考えられます。

自立生活援助は、現在まで利用がない状況でしたが、今後支援が必要な方の利用につなげていく必要があります。

共同生活援助（グループホーム）については、増加傾向にあり今後も利用者の増加が見込まれます。

施設入所支援については、一定の利用状況となっており、今後も安定した利用が見込まれます。

●課題

共同生活援助（グループホーム）について、関係団体ヒアリングにおいて「発達障がいや行動障がいなどを理解して対応できる事業所が不足している」との意見があり、様々な障がい特性に応じて受け入れできる体制の確保が必要です。

施設入所支援については、国の基本指針において「施設入所者の地域生活への移行」の成果目標として、「令和 5 年度末までに、令和元年度末時点の施設入所者から 1.6%以上削減」し、「令和元年度末の施設入所者と比較した令和 5 年度末時点での地域生活に移行する者の割合を 6%以上」とすることが規定されています。ただし、関係団体ヒアリングにおいては、地域において行動障がいに対応できる施設入所支援が不足しているとの意見があり、支援を必要とする希望者が入所につながない現状があります。

●施策の方針

潜在的なものも含め利用者の希望に沿った支援に対応するため、今後、サービス提供量だけでなく、質の向上・人材の確保に努めます。

●第 5 期小郡市障がい福祉計画の実績

＜居住系サービスの実績＞

	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績見込
自立生活援助	人	3	0	3	0	3	0
共同生活援助 (グループホーム)	人	38	44	40	48	42	49
施設入所支援	人	90	89	90	88	89	87

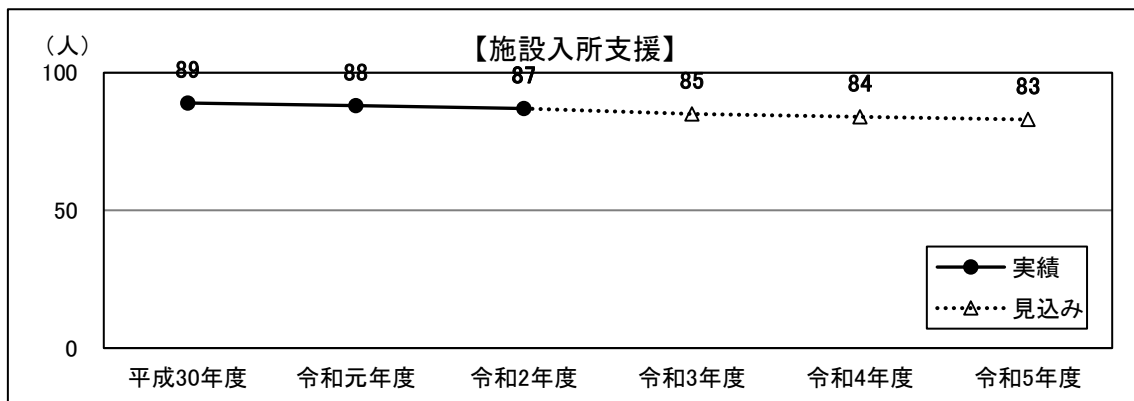
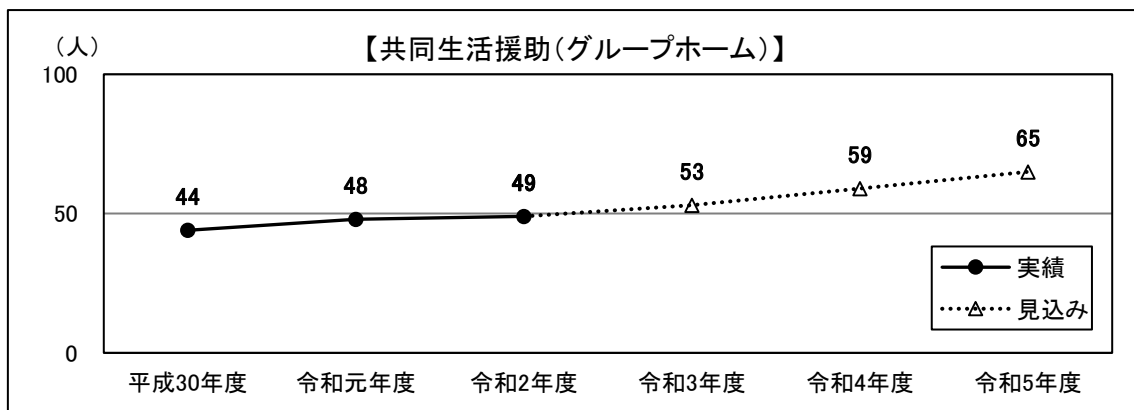
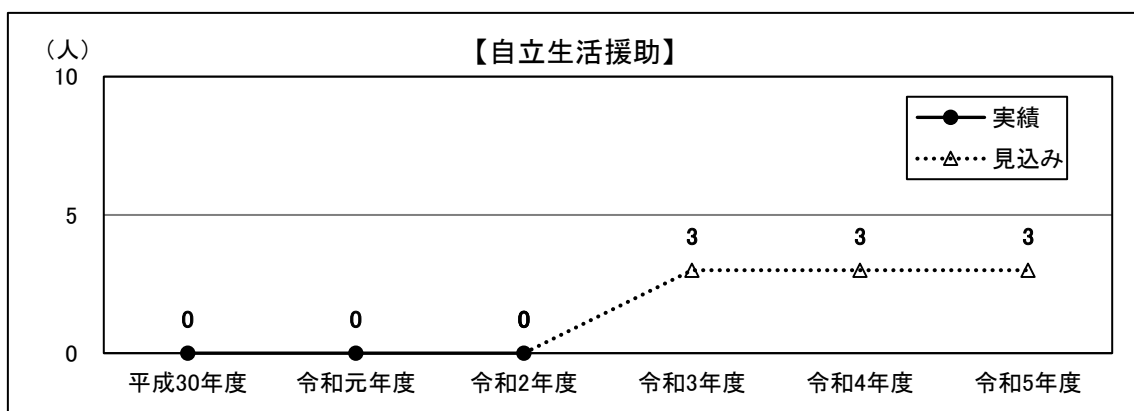
※月あたりの実利用人数

●サービス量見込み

<居住系サービスの見込み>

	市内 事業 所数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	0	人	3	3	3
共同生活援助 (グループホーム)	7	人	53	59	65
施設入所支援	1	人	85	84	83

※人日：月あたりの平均延利用人数



●確保方策及び具体的な方策

- 共同生活援助(グループホーム)の空き状況を適宜把握しながら、充足に努めます。
- 施設入所から地域生活へ移った場合、どのような支援があるのかについて情報提供を行っていきます。
- 相談支援事業所と連携しながら、地域移行の推進に努めます。
- 研修等を通じ、専門的な人材の確保に努めます。

④相談支援の充実

●現在までの推移と今後の見込み

平成30年度・令和元年度の実績及び令和2年度の実績見込みから、利用状況が増加傾向にあり、今後も利用量の増加が見込まれます。

●課題

サービス利用量の増加が見込まれる一方で、相談支援専門員の不足が課題です。

令和元年度末に自立支援協議会相談ワーキングチームが行った計画相談作成数の調査では、相談員一人当たりの担当数が増加している現状が報告されています。

また、関係機関ヒアリングにおいても「相談支援専門員一人当たりで担当する件数が限界に近い」との報告や、利用者側からの意見では「担当の相談支援専門員が多忙でなかなか十分な相談ができない」との声があります。

●施策の方針

障がい種別にとらわれずすべての障がい者・児が本人の状況に応じた福祉サービスが利用できるよう、地域の相談支援の質の向上に取り組みます。

基幹相談支援センターが地域の計画相談支援事業所に対する必要な情報の提供や助言といった役割を果たせるよう、相談支援体制づくりを進めます。その他、市社会福祉協議会についても地域の中の身近な相談の場として連携を強化します。

どの事業所、どの医療機関に相談しても、相談支援事業所を経て適切なサービス利用ができるよう、事業所・医療機関のネットワークを強化します。

施設入所及び病院に入院している人が地域移行するための相談支援や、一人暮らしに移行した人への相談支援について、必要量を見込みます。

●第5期小郡市障がい福祉計画の実績

<相談支援の実績>

	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績見込
計画相談支援	人	433	448	473	470	552	461
地域相談支援 (地域移行支援)	人	3	0	6	1	9	0
地域相談支援 (地域定着支援)	人	2	1	3	0	4	0

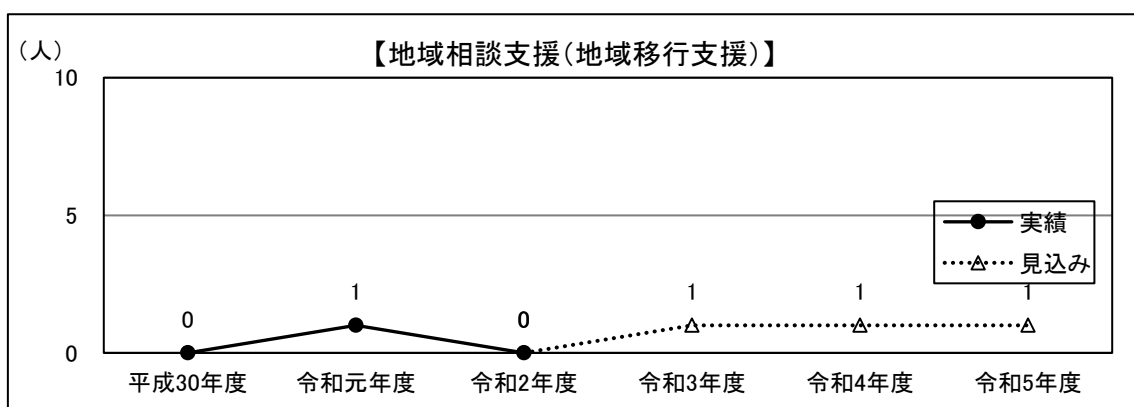
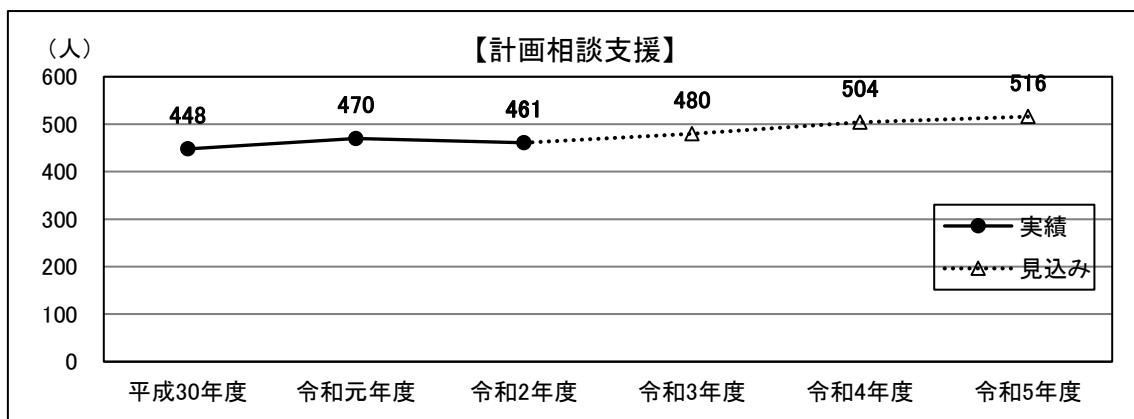
※年あたりの実利用人数

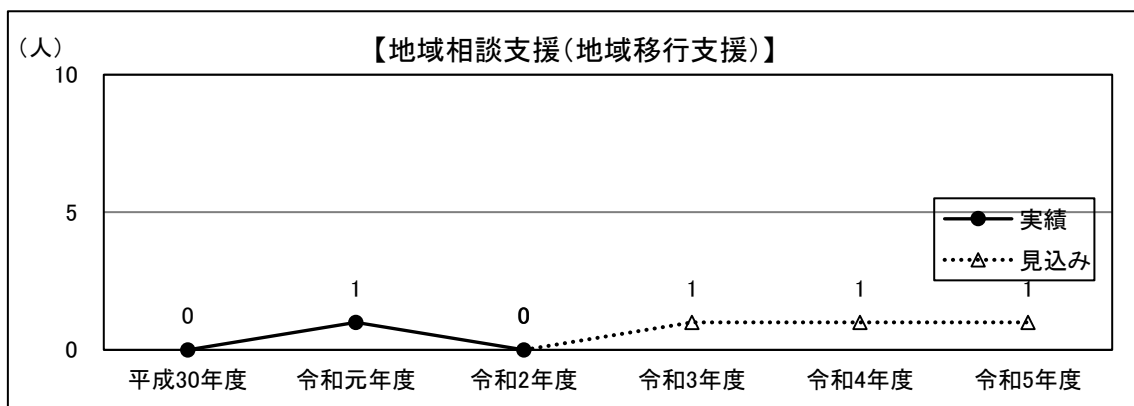
●サービス量見込み

<相談支援の見込み>

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人	480	504	516
地域相談支援 (地域移行支援)	人	1	1	1
精神障がい者の 地域相談支援 (地域移行支援)	人	1	1	1
地域相談支援 (地域定着支援)	人	1	1	1
精神障がい者の 地域相談支援 (地域定着支援)	人	1	1	1

※年あたりの実利用人数





●確保方策及び具体的な方策

- 指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所の新規開設や相談支援専門員の増員等、事業所や人材の確保ができるよう、国・県等からの情報を積極的に周知します。また、相談支援体制の強化について関係機関への働きかけを継続します。
- 自立支援協議会と連携し、現在も行われているネットワーク会議等を継続的にを行い、事業所間の連携を強化していきます。
- 基幹相談支援センターが相談支援の中核となり、関係機関や相談支援事業者の連携によって相談支援の充実に努めます。

⑤地域生活支援事業の充実

●現状と課題

関係団体ヒアリングにおいて、「障がい者・児に対する市民の理解は以前と変わっておらず、もっと地域の理解が必要だ」との意見がありました。今後も、さらに市民の理解が深まるよう、啓発や社会教育を充実させていく必要があります。

●施策の方針

障がいへの理解が深まるように、啓発や交流ができる機会づくりに努めます。

●第5期小郡市障がい福祉計画の実績

◇理解促進研修・啓発事業

<理解促進研修・啓発事業の実績>

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績
理解促進研修・啓発事業	有	有	有	有	有	有

●サービスの見込み

<理解促進研修・啓発事業の見込み>

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
理解促進研修 ・啓発事業	有	有	有

●確保方策及び具体的な方策

○講演会や障がい特性の理解につながる情報発信を行い、少しでも多くの人の障がい者・児への理解が深まるよう努めます。

○イベントや地域の行事を通じて地域住民と障がい者・児との交流活動ができるよう理解促進を図ります。

◇自発的活動支援事業

●現状と課題

小郡市においては、学校の長期休暇を利用して、ボランティアの育成を目的とした「障がい児スクール」を実施しています。毎回地域の高齢者や学生の方に多数参加いただき、障がい児との交流を通じたボランティア育成はもちろん、ボランティアを経験した学生が障がい福祉分野へ就職するなど人材育成にもつながっています。

●施策の方針

ボランティア活動を通じて理解促進を図るため、今後取り組みを支援・推進していきます。また、「障がい児スクール事業」に参加したボランティアが、市社会福祉協議会が行う「タイムケア事業」など他の活動にも継続して参加することができるようつなげていきます。

●第 5 期小郡市障がい福祉計画の実績

<自発的活動支援事業の実績>

	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績
自発的活動 支援事業	有	有	有	有	有	有

●サービスの見込み

<自発的活動支援事業の見込み>

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
自発的活動 支援事業	有	有	有

●確保方策及び具体的な方策

○障がい者・児が身近な地域で安心して活動できるよう、地域の資源と連携して自発的な活動を働きかける等、地域の団体等が自発的に行う活動について引き続き検討していきます。

○今後も、「障がい児スクール」でボランティアを募り、障がい者・児との交流や理解促進の場の提供を行うことで、ボランティア活動を支援していきます。

◇相談支援事業等

●現状と課題

関係団体ヒアリングにおいては、障がい者・児やその保護者から「生活上や将来についての不安や悩みがある」との声が多数ありました。特に保護者にとっては、「親なき後」の心配が大きな部分を占めています。また、相談相手・機関については、「交流が希薄になっており地域には相談しづらい」「相談支援事業所内は多忙で相談が十分にできない」との意見がありました。

●施策の方針

気軽に不安や悩みを相談できる場所の周知に努めます。

●第5期小郡市障がい福祉計画の実績

<相談支援の実績>

	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績見込
相談支援事業	箇所	6	6	6	6	6	6
基幹相談支援センター設置の有無		有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業実施の有無		有	有	有	有	有	有

●サービスの見込み

<相談支援の見込み>

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援事業	箇所	7	7	7
基幹相談支援センター設置の有無		有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業実施の有無		有	有	有

●確保方策及び具体的な方策

○障がいに関して、何でも相談できる場所として、基幹相談支援センターや相談支援事業所の周知を行います。

◇成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業

●現状と課題

成年後見制度についてのパンフレットの福祉課窓口設置や、自立支援協議会で研修会を行い、関係機関にパンフレットを配布し周知を行っています。

実績をみると、成年後見制度の利用支援事業の利用者は平成 30 年度及び令和 2 年度に 1 人、成年後見制度法人後見支援事業の実施については平成 30 年度～令和 2 年度でなしとなっています。今後も潜在的に利用が必要な人のためにも周知・利用拡大を行う必要があります。

●施策の方針

成年後見制度の利用が必要な障がい者のために、周知や情報提供を行うとともに引き続き必要な支援を行います。

●第 5 期小郡市障がい福祉計画の実績

<成年後見制度利用支援事業の実績>

	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績見込
成年後見制度利用支援事業	人	2	1	2	0	2	1

<成年後見制度法人後見支援事業の実績>

	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績見込
成年後見制度法人後見支援事業	1	0	1	0	1	0

●サービス量見込み

<成年後見制度利用支援事業の見込み>

	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
成年後見制度利用支援事業	人	1	1	1

＜成年後見制度法人後見支援事業の見込み＞

	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
成年後見制度法人後見支援事業	人	1	1	1

●確保方策及び具体的な方策

○成年後見制度について障がい者福祉のしおりやホームページ等で周知し、市民だけでなく、福祉施設・サービス事業所や医療機関等、広く周知を図ります。

○成年後見制度法人後見支援事業については、自立支援協議会やその他団体等と連携しながら法人後見を実施可能な法人等の確保に努めます。

◇意思疎通支援事業・手話奉仕員養成研修事業

●現状と課題

意思疎通支援について過去の実績をみると、平成 30 年度以降利用人数が減っている現状です。

●施策の方針

意思疎通を図ることが困難な人のためにも、今後も事業を推進していきます。

●第 5 期小郡市障がい福祉計画の実績

＜意思疎通支援事業の実績＞

	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績
意思疎通支援事業	人	30	32	30	24	30	17

＜手話奉仕員養成研修事業の実績＞

	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績
手話奉仕員養成研修事業	人	25	13	25	12	25	※中止

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため

●サービス量見込み

＜意思疎通支援事業の見込み＞

	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
意思疎通支援事業	人	25	25	25

＜手話奉仕員養成研修事業の見込み＞

	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
手話奉仕員 養成研修事業	人	15	15	15

●確保方策及び具体的な方策

- 障害者差別解消法や障害者権利条約等により合理的な配慮として対応できる体制はできており、今後も必要量の確保及び内容の充実に努めます。
- 意思疎通支援事業の安定した提供のため、「手話奉仕員養成研修事業」として、毎年度、講座等を開催し、手話奉仕員の確保に努めます。
- 高齢のろうあ者には読み書きが苦手な方が少なくないため、今後も引き続き手話奉仕員養成研修を開催することにより、手話や聴覚障がいへの理解及び交流活動等の促進を図っていきます。
- 必要な支援がとぎれないよう、新型コロナウイルス感染症の影響にも対応した遠隔手話通訳も実施します。

◇日常生活用具給付事業

●現状と課題

平成 30 年度・令和元年度の実績及び令和 2 年度の実績見込みからは、年度によって大きな差はみられません。

●施策の方針

ニーズに合った日常生活用具の給付ができるよう努めます。

●第 5 期小郡市障がい福祉計画の実績

＜日常生活用具給付事業の実績＞

	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績見込
介護・訓練 支援用具	件数	4	5	4	4	4	0
自立生活 支援用具	件数	9	7	9	11	9	4
在宅療養等 支援用具	件数	6	10	6	4	6	2
情報・意思疎 通 支援用具	件数	28	30	28	27	28	22
排せつ管理 用具	件数	1,100	973	1,150	971	1,200	970
居宅生活動作 補助用具	件数	2	1	2	1	2	3

●サービス量見込み

<日常生活用具給付事業の見込み>

	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
介護・訓練 支援用具	件数	4	4	4
自立生活 支援用具	件数	8	8	8
在宅療養等 支援用具	件数	5	5	5
情報・意思疎通 支援用具	件数	30	30	30
排せつ管理 用具	件数	1,000	1,000	1,000
居宅生活動作 補助用具	件数	2	2	2

●確保方策及び具体的な方策

○障がい者・児の在宅生活を支援するためにも、必要な日常生活用具の給付を引き続き行います。

◇移動支援事業

●現状と課題

「介助者がいない」、「周りの人に手助けを頼みにくい」等の悩みを抱える障がい者・児に向け、更なる周知が必要だと考えられます。

障がい者・児の社会参加の促進に加え、障がい者・児の自立に向けて、支援の充実に努める必要があります。

●施策の方針

障がい者・児の社会参加の促進に加え障がい者・児の自立に向けて、支援の充実及び身近な相談窓口である市社会福祉協議会などでも周知に努めます。

●第 5 期小郡市障がい福祉計画の実績

<移動支援事業の実績>

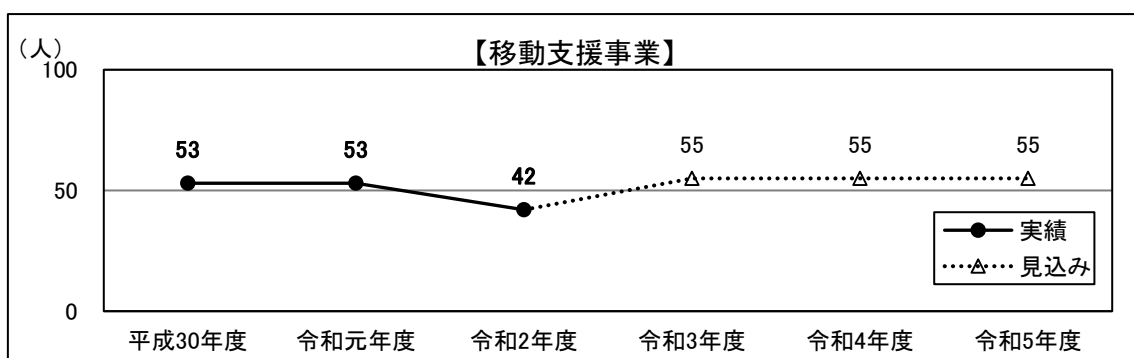
	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績見込
実施箇所数 (箇所)	41	43	42	47	43	47
実利用者数 (人)	62	53	65	53	68	42
延利用時間数 (時間)	4,500	4,041	4,600	3,458	4,700	2,746

●サービス量見込み

＜移動支援事業の見込み＞

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数 (箇所)	47	47	47
実利用者数 (人)	55	55	55
延べ利用時間数 (時間)	3,500	3,800	4,000

※月あたりの平均



●具体的な確保方策と今後の方策

○利用希望者が住み慣れた地域で自分に合った事業所を選択できるよう、市内事業者数の安定的な確保に努め利用しやすい状態を整えていきます。

○周知徹底を図り、「困っている」状況の解消に努めます。

◇地域活動支援センター事業

●現状と課題

平成30年度・令和元年度の実績及び令和2年度の実績見込みからは、利用者数はほぼ横ばいとなっており、引き続き安定的に利用者が見込まれます。

●施策の方針

すべての利用者がサービスを利用できるように充実に努めます。

●第5期小郡市障がい福祉計画の実績

＜地域活動支援センター事業の実績＞

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績見込
実施箇所数 (箇所)	2	2	2	2	2	2
実利用者数 (人)	310	288	320	297	330	286

●サービス量見込み

＜地域活動支援センター事業の見込み＞

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数 (箇所)	2	2	2
実利用者数 (人)	290	290	290

●確保方策及び具体的な方策

- 「就労支援事業所等からの優先調達の推進」の取り組みを推進し、地域活動支援センターⅢ型で作られた製品等の周知を行い、工賃の増加や利用者の自立へつなげていけるよう努めます。
- 今後も事業所が持つ特性や機能をうまく活かしていけるように支援を行います。

◇自動車運転免許取得・改造助成事業

●現状と課題

自動車改造助成事業については、就労等のために車の改造が必要な身体障がい者のみとなっていますが、自動車運転免許取得助成事業については、手帳を所持しており自立更生が見込まれる者となっており、障がいの制限はありません。

平成30年度・令和元年度の実績及び令和2年度の実績見込みでは、見込みに比べて実績が少なくなっていますが、「福祉施設から地域社会への移行」という点から障がい者の日常生活の利便と生活圏拡大を図るため、この制度を引き続き維持していく必要があります。

●施策の方針

地域社会への移行をさらに推進していくためにも、必要としている人のためにも周知等を行っていきます。

●第5期小郡市障がい福祉計画の実績

＜自動車運転免許取得・改造助成事業の実績＞

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績見込
実利用者数 (人)	9	3	9	1	9	1

●サービス量見込み

＜自動車運転免許取得・改造助成事業の見込み＞

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数 (人)	3	3	3

●確保方策及び具体的な方策

○市内の自動車学校や就労移行支援事業者等に周知を図ります。

◇日中一時支援事業

●現状と課題

実施箇所数は増加傾向にあり、実利用者数も平成30年度から令和2年度まで増加しています。

●施策の方針

今後もサービスの提供体制を維持していくために、事業所への情報提供を行います。

●第5期小郡市障がい福祉計画の実績

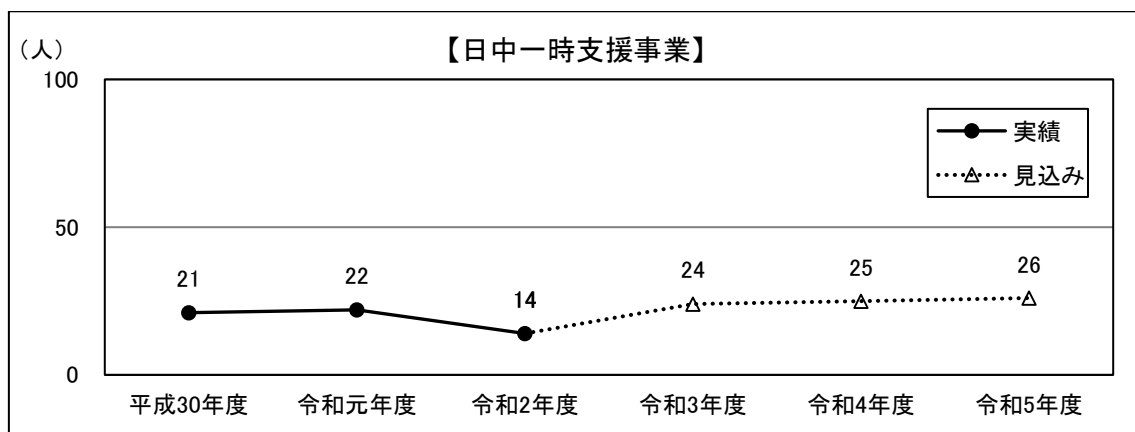
＜日中一時支援事業の実績＞

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績見込
実施箇所数 (箇所)	29	31	30	32	30	33
実利用者数 (人)	33	21	34	22	35	23

●サービス量見込み

＜日中一時支援事業の見込み＞

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数 (箇所)	33	34	35
実利用者数 (人)	24	23	26



●確保方策及び具体的な方策

- 障がい者・児の日中における活動の場を提供し、見守り及び日常的な訓練等を行うよう努めます。
- 障がい者・児の家族の就労支援及び障がい者・児を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ることを目的に実施し、障がい者・児及びその家族への支援の充実に努めます。
- 新規事業者に働きかけを行い、身近な地域で負担軽減が図れるよう努めます。
- 自立支援協議会と連携し、サービスの質の向上を図ります。

◇訪問入浴サービス事業

●現状と課題

実利用者数は平成 29 年度では 4 人となっています。今後も増えていくと考えられるため、十分な見込みを計画する必要があります。

●施策の方針

入浴が困難な障がい者・児のためにも引き続き事業を実施します。

●第 5 期小郡市障がい福祉計画の実績

<訪問入浴サービス事業の実績>

	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績見込
実施箇所数 (箇所)	2	5	2	5	2	6
実利用者数 (人)	6	3	6	3	7	2

●サービス量見込み

<訪問入浴サービス事業の見込み>

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数 (箇所)	6	6	6
実利用者数 (人)	3	3	3

●確保方策及び具体的な方策

○安定したサービス提供ができるよう、事業者の維持等に努めます。

◇更生訓練費支給事業

●現状と課題

現在、更生訓練費支給事業の対象となるのは、身体障がい者で自立訓練や就労移行支援を利用する人となっています。過去の実績は低いため、対象者への周知や拡大が課題と考えられます。

●施策の方針

社会復帰の促進を図るためにも、周知の徹底と利用拡大を進めます。

●第5期小郡市障がい福祉計画の実績

<更生訓練費支給事業の実績>

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績見込
実利用者数 (人)	1	0	1	0	1	0

●サービス量見込み

<更生訓練費支給事業の見込み>

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数 (人)	1	1	1

●確保方策及び具体的な方策

○更生訓練への意欲を高め社会復帰促進を図るため、この制度を引き続き維持していきます。

◇巡回支援専門員整備事業

●現状と課題

平成 27 年度から発達障がい等に関する知識を有する専門員が小郡市内の保育所等を巡回し、支援をする職員や保護者に対し、障がいの早期発見・早期対応のための助言等を行っています。ケースに応じて、適切な支援につなぐことができるよう、関係機関との連携強化に努めていく必要があります。

●施策の方針

関係機関との連携を強化し、今後も障がいの早期発見・早期対応のために支援を行います。

●第 5 期小郡市障がい福祉計画の実績

<巡回支援専門員整備事業の実績>

	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績
実施件数 (件)	156	86	156	76	156	54

※令和 2 年度は、12 月末時点まで実績

●サービス量見込み

<巡回支援専門員整備事業の見込み>

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施件数 (件)	86	86	86

●確保方策及び具体的な方策

○障がいの早期発見・早期対応の観点からも、ニーズに合わせて事業を行っていきます。

⑥事業者の育成

●現状と課題

自立支援協議会において、平成 26 年度からワーキングチーム活動を継続しており、これまでの「就労」・「児童」・「相談」の分野に加え、平成 30 年度からは「生活（居宅・日中活動・住まいを統合）」のワーキングチームを設けて活動し、事業所間の連携をとりスキルアップを目指して活動しています。

しかし、基幹型相談支援センターの充実・機能強化、事業所のスキルの標準化の課題が残っています。

関係団体へのヒアリング調査でも事業所を運営する課題として人材育成が多くの団体・事業所からあがっており、質の高いサービスを提供するためにも現場の状

況に応じて研修・指導を行う必要があります。また、人材不足についての意見も多くあがっており、人材確保のための取り組みが必要です。

●施策の方針

安心で質の高いサービスを安定して提供できる体制を確保するため、関連事業者の人材の確保と資質の向上を支援していきます。

●具体的な取り組み

- 県が行う各種研修や説明会等の周知に努めます。
- 事業者の資質向上のため、自立支援協議会と連携しながら、ネットワーク会議等での研修の充実を図るとともに、各ワーキングチームでの様々な課題についての研究活動を推進します。
- 自立支援協議会のネットワーク会議等の場において、制度の紹介や説明を行うことで事業者への制度理解を図るとともに、ライフステージに応じた制度案内を行えるよう、説明の機会の確保に努めます。

⑦当事者団体の育成

●現状と課題

障がい者・児やその家族が、悩みを相談したり、社会的な孤独の解消、情報入手等の機会を増やすため、同じ境遇の人々とネットワークを形成し、住みやすく、安心できる社会が築けるように団体の育成を行っています。

関係団体へのヒアリング調査では、「活動の拠点となる居場所を確保したいが、資金面や人材面で難しい」「障がい児の保護者は仕事をしていて、事業所や他団体とつながりを持ちたいが、活動時間が確保しづらい」など活動の支障となる状況があるとの意見がありました。

●施策の方針

当事者団体が活動を十分に行えるよう様々な支援を行います。

●具体的な取り組み

- 自発的活動支援事業を推進していきます。
- 当事者団体の主体性を尊重しながら、運営費補助を行い、活動を支援します。
- 地域において当事者団体等を支援するボランティア等の育成に努めます。
- 当事者団体の次世代の人々へのリーダー育成を、他の団体との交流等により推進します。

⑧発達障がい者・児への支援

●現状と課題

小郡市ではネットワーク会議やワーキングチーム活動を通じて発達障がいの学習会等を行っています。保育所等訪問事業をはじめ、平成 27 年からは巡回支援専門員整備事業を行っており、発達障がい等に関する知識を有する専門員が巡回し、障がいの早期発見・早期対応のための助言等の支援を行っています。平成 28 年度までは公立保育所のみ実施していましたが、平成 29 年度からは私立保育所でも巡回を実施しています。

発達障がい児の数が増加していることもあり、特別支援学級の在籍者の増加や保育所等訪問支援、巡回支援専門員整備事業のニーズが増加しています。事業を充実させ、地域の対応力の向上につなげる必要があります。

関係団体ヒアリングにおいては、保護者からの意見として「地域や支援者の方に本人の特性を知ってもらう機会が必要」との声がありました。本人の特性によりできること・できないことが人それぞれあることを知った上でサポートを考える必要があります。

●施策の方針

各機関が連携し切れ目のない支援体制の確立と更なる理解のため努めます。

●具体的な取り組み

- ネットワーク会議やワーキングチーム活動を通じて今後も学習会を開催します。
- 自立支援協議会を通じて関係機関への情報提供、連携強化を推進していきます。
- 地域のニーズを把握しながら、巡回専門員整備事業を行い、障がいの早期発見・早期対応に努めます。

(2) 権利擁護の推進

①障がい者・児への差別解消の推進

●現状と課題

国は、「障害者権利条約」の批准に向けて、平成 25 年 6 月に「障害者差別解消法」を公布し、平成 26 年 1 月に「障害者の権利条約」を批准しました。「障害者差別解消法」については平成 28 年 4 月より施行されています。「障害者差別解消法」では、障がい者・児が壁を感じないように「合理的配慮」をすることが行政の義務となっています。また、民間業者や市民に対しても広く啓発していくことが課題となります。

市では令和元年度に全職員対象の「聞こえのサポーター研修」を実施し、職員の対応能力向上につなげました。その他、H30 年度にも発達障がいについて研修を行い、様々な障がいに対する理解を深めています。

●施策の方針

障がいに対する理解不足や偏見といった、心理的な障壁等の社会に存在する心のバリアを取り除き、「人にやさしい社会づくり」を推進します。

●具体的な取り組み

【地域住民への啓発】

○障がい者・児の権利及び個人としての尊厳について、市民一人ひとりに自身の行動や認識について見つめなおして頂けるような啓発活動に努めます。また、防災訓練等身近な地域活動での交流を図り、相互理解を促進します。

【行政職員への意識づけ】

○障がい者・児に関する施策や事業を担当する職員だけではなく、すべての職員に対し、障がい者・児への差別解消や合理的配慮について、研修等の方法により啓発を進めていきます。

○県等への研修に積極的に参加し、理解を深めることで、更なる事業推進を図ります。

【交流の場づくり】

○小郡市自立支援協議会等を活用し、障がい者・児に関する理解につながる交流を図ります。

○市の広報紙やホームページを活用し、障がい者・児と交流できるイベント等を掲載し交流の機会の周知を行います。

②障がい者・児への虐待防止の推進

●現状と課題

平成24年10月に、障がい者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障がい者・児の権利利益の擁護に資することを目的とする「障害者虐待防止法」（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）が施行されました。

本市においても、虐待通報マニュアル等を作成し虐待の深刻化を防げるように努めています。また、虐待通報専用電話や虐待通報の窓口の周知にも努めています。

さらに、小郡市自立支援協議会等において、虐待に関する研修や事例検討会を行っています。しかし、障がい者・児への虐待は起こらないことが最も望ましく、未然に防止することが重要です。そのため、より効果的な普及啓発、見守り体制の構築、障がい者・児に対する理解促進等およびその方法が今後の課題です。

●施策の方針

発見された方が迷わず相談や通報ができるよう、通報窓口の周知と機能の充実を図ります。また、市職員及び施設従事者の研修・啓発活動の充実を図り、虐待を許

さない地域づくりを目指します。

福祉課に配置している「障がい福祉相談員（社会福祉士）」と基幹相談支援センターが連携し、迅速な虐待対応に取り組みます。

●具体的な取り組み

【体制整備】

○虐待通報等に対し確実に対応できるよう、マニュアル等による対応の徹底を図ります。

○虐待通報専用電話の周知の推進を図ります。

虐待通報ダイヤル：０９４２－７２－２１２５

【研修】

○小郡市自立支援協議会等における虐待に関する研修を引き続き実施します。

【見守り体制の構築】

○既存の見守り活動を障がい者・児も含めた見守り活動へと広げ、見守り体制の構築を図ります。

○地域における見守りの目を増やし、虐待の未然防止を図ります。

③成年後見制度等の推進

●現状と課題

実績をみると、成年後見制度利用支援事業の利用者は平成 30 年度及び令和 2 年度に 1 人、成年後見制度法人後見支援事業の実施については平成 30 年度～令和 2 年度はありませんでした。今後も潜在的に利用が必要な人のためにも周知・利用拡大を行う必要があります。

●施策の方針

障がい者の権利擁護のため、成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業を周知し利用につなげます。また、成年後見制度の利用に至らない方でも、日常生活自立支援事業において支援することで在宅生活を推進します。

●具体的な取り組み

○利用ニーズが高いと考えられる知的障がいや精神障がいの手帳所持者に重点を置いて、成年後見制度の周知を行います。

○知的障がいや精神障がいの手帳所持者が相談場所として選択することの多い機関等にも周知を行います。

○「福祉施設・福祉サービス事業所」や、「医療機関」等へ周知を行い、職員と連携して制度や事業の利用への支援を行います。

2. 児童福祉法に基づく障がい児支援サービスの充実

(1) サービスの必要量の確保と質の向上

●現状と課題

【サービスの提供体制】

関係団体・機関へのヒアリング調査では、「特に専門職が人材不足で、受け入れ人数を増やせない現状があり、止むを得ず利用待機となっている希望者がいる」「障がいを持つ子も『子育て支援』が土台にある。地域の中で支援の受け皿を広げるための質の向上が必要」との意見がありました。

地域の受け皿としては、平成28年4月に障害者差別解消法が施行されており、保育所・学童保育や幼稚園、普通学校での障がい児の受け入れの更なる体制、対応方法の検討が必要です。福祉分野と保育・教育分野が協力して児童の成長を支援していく体制の構築を図ります。

【保育・療育・教育の連携が必要】

保育・療育・教育と、ライフステージの節目ごとに支援が途切れがちであり、ライフステージに合わせた切れ目のない支援を行える体制づくりが課題となります。

平成29年から実施している「巡回支援専門員整備事業」を継続し、保育等との連携を充実させます。

自立支援協議会において、平成24年から「学校教育連絡会」を設け、障がい福祉と教育機関の連携を図っていますが、引き続き連携を深めながら、相互の制度理解を通じた障害児の円滑な地域生活の検討・協議の場としていく必要があります。

【家族への支援やフォローも必要】

保護者への介護（介助）負担の軽減として、日中一時支援事業を行っており、短期入所、放課後等デイサービス等のサービスも、負担軽減の一翼を担っています。しかし、利用者の状態（年齢、障がい種別、障がいの状態等）により、受け入れが難しいこともあるため、充分とは言い難い状況です。

市社会福祉協議会では、放課後、障がい児がボランティアと過ごす「タイムケア事業」が行われており、保護者の負担軽減が図られています。しかし、事業継続のためには、利用者のニーズに応えられる実施体制の拡充が求められます。担い手であるボランティアの育成が必要です。

障がい児の親への支援やフォローとしては、相談支援がその一翼を担っていると考えられますが、障がい児に関することの相談となるため、保護者への直接的な支援とは言い難い状況です。

【障がい児が日中過ごす場所がない】

放課後等デイサービスについてはサービス利用量が増加している状況が続いていることから今後も必要量の確保が重要であるとともに、地域の社会資源の対応力の向上に努め、地域での受け入れ・居場所の確保につなげます。そのことを踏まえ、

障がい児支援サービスの必要量は随時精査に努めます。

●施策の方針

潜在的ニーズを踏まえた必要なサービス量を見込み、確保できるよう努めます。

障がい児たちが適切な支援等を受けながら地域の中で成長していけるよう、自立支援協議会や関係機関等と連携しながら体制を整え、障がい児のいる家庭を支援し、保護者の負担軽減を図ります。

●児童福祉法に基づく障がい児支援サービスの実績

<児童福祉法に基づく障がい児支援サービスの実績>

	市内事業所数	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
			見込	実績	見込	実績	見込	実績見込
児童発達支援	10	人日	359	419	448	466	561	475
		人	43	56	53	65	66	64
放課後等 デイサービス	11	人日	1,070	1,202	1,284	1,569	1,541	1,746
		人	100	111	120	138	143	153
保育所等訪問支援	2	人日	13	7	13	8	13	8
		人	12	6	12	7	12	6
医療型 児童発達支援	0	人日	0	0	0	0	0	0
		人	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童 発達支援	0	人日	10	0	10	0	10	0
		人	2	0	2	0	2	0
障がい児相談支援	6	人	150	213	163	259	170	315
医療ケア児に対する 関連分野の支援 を調整するコーディネーターの配置	-	人	0	0	1	0	1	0

※人日：月あたりの平均延利用日数

※人：月あたりの平均延利用人数

※令和2年度は実績見込

●サービス量見込み

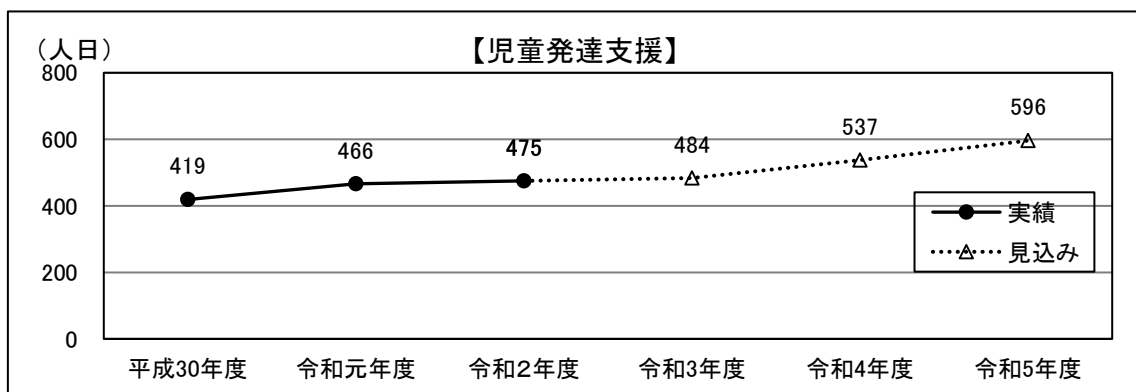
<障がい児通所支援の見込み>

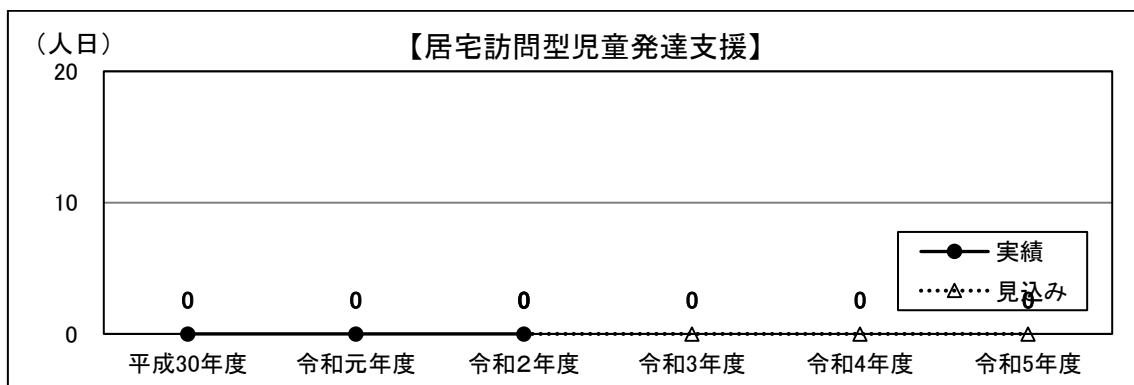
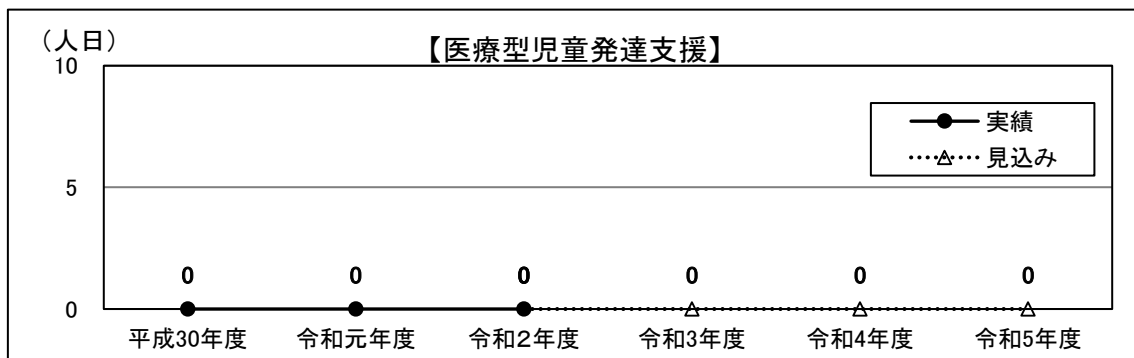
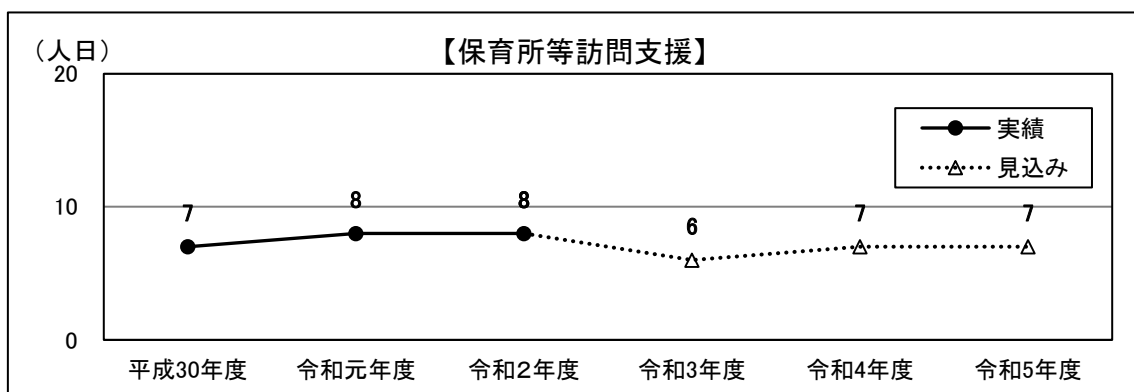
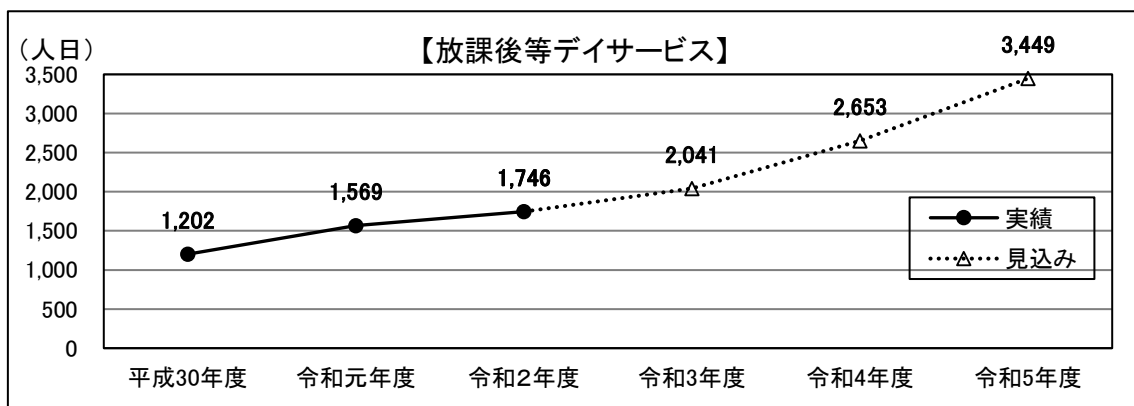
	市内 事業 所数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	10	人日	484	537	596
		人	67	78	90
放課後等 デイサービス	11	人日	2,041	2,653	3,449
		人	181	224	278
保育所等訪問支援	2	人日	6	7	7
		人	6	6	6
医療型 児童発達支援	0	人日	0	0	0
		人	0	0	0
居宅訪問型児童 発達支援	0	人日	0	0	0
		人	0	0	0
障がい児相談支援	6	人	336	408	516
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を 調整するコーディネ ーターの配置	-	人	0	0	1

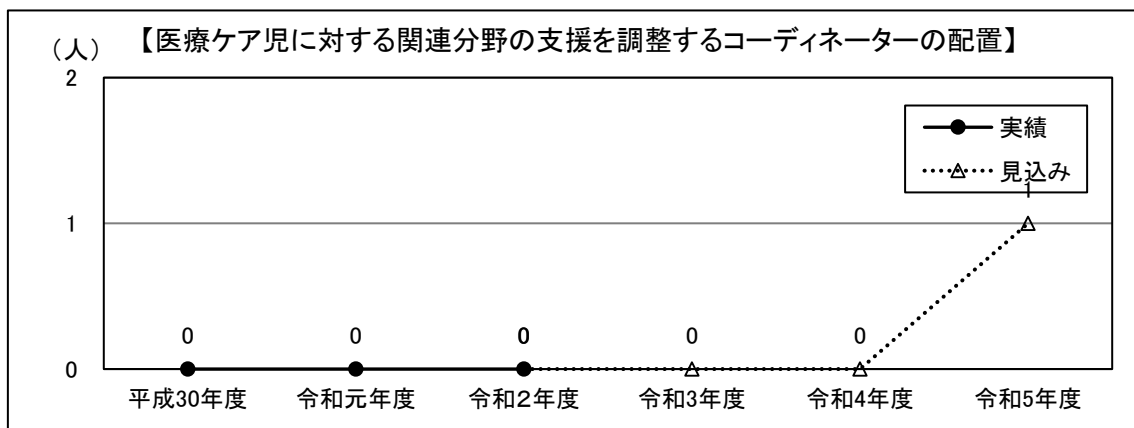
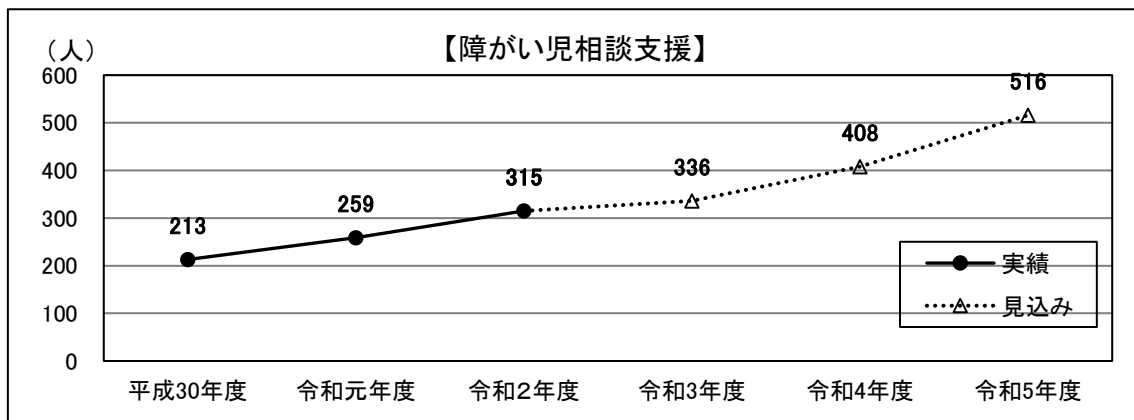
※人日：月あたりの平均延利用日数

<障がい児の受け入れ体制の実績と見込み>

	受入実績	定量的な目標（見込み）		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所	16	20	20	20
認定こども園	0	9	9	9
地域型保育事業	0	0	0	0
届出保育施設	－	－	－	－
放課後児童健全育成事業	23	23	23	23







●確保方策及び具体的な方策

- 国や県の施設整備に係る補助金等の周知を行い、新規事業者の参入や既存の事業者の定員増を図ります。
- 乳幼児健診（健康課）、保育所及び学童保育所（子育て支援課）、教育機関（教務課）と連携し、障がい児の早期発見・早期支援に努めます。
- 自立支援協議会等と連携し、学校教育連絡会等を通してトータルケアマネジメント（相談支援）を軸としたサービス提供を周知していきます。
- 障がいがある子とその家庭への支援の充実に努めます。
- 福祉分野と保健・保育・教育分野が協力して児童の成長を支援していくことができるよう連携を強化します。

3. 地域生活への移行と就労支援等（成果目標の設定）

（１）福祉施設入所者の地域生活への移行

●現状と課題

施設入所している方は在宅での生活が難しい場合が多く、現状では入所を選択せざるを得ない方が多くなっています。地域移行に向けては、重度の障がいを持つ方を受け入れ可能なグループホームの整備が求められます。

また、居宅での生活が難しい心身に重度の障がいのある方のためにも施設入所は必要であると考えます。さらに関係団体ヒアリングにおいては、「入所できる施設を住み慣れた地域で探しているが、本人の状態に対応できる施設が今のところなく、入所に至っていない」との保護者の声があり、専門的な人材の育成・確保が課題となっています。

●施策の方針

地域移行を進めるにあたっては、地域移行・地域定着支援給付化の活用を図り進めて行くことが目標ですが、現在利用できる事業所が市内にないため、事業所の充実に向けて取り組みます。

障がい者・児が地域で生活していけるように、障がいについての地域理解を深める取り組みを行っていきます。

事業所と連携し、障がい者・児の状況・状態を踏まえ地域への移行を検討するよう働きかけを行っていきます。

●国の目標値

《施設入所者の地域移行》

- ・令和元年度末時点の施設入所者の６％以上を地域生活へ移行

《施設入所者数の削減》

- ・令和元年度末時点の施設入所者の１．６％以上を削減

●施設入所者数の推移

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
88	90	89	89	90	89

各年 4 月 1 日現在

●目標値の設定

項目	第 6 期 目標値	考え方
令和元年度末時点の 入所者数（A）	89 人	令和元年度末時点の入所者数
令和 5 年度末時点の 入所者数（B）	87 人	令和 5 年度末時点の入所者数の見込み

【目標値】 地域生活移行者人数 (C)	6人	令和元年度末から令和5年度末までの 施設入所から地域生活への移行見込み
	6.7%	移行割合 (C/A)
【目標値】 削減見込み	2人	令和元年度末から令和5年度末までの施設入 所者の削減数 (A-B)
	2.2%	削減割合 ((A-B)/A)

●確保方策及び具体的な方策

- 基幹相談支援センター及び指定特定相談支援事業所と連携し、本人や家族の意向、本人の心身の状態を踏まえたうえで、共同生活援助や在宅への移行を検討するよう働きかけを行っていきます。
- 地域で生活するためには地域住民の理解が不可欠であると考えられるため、障がいの理解啓発のための活動に努めます。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

●現状と課題

小郡市では精神障がい者の人数は年々増加しており、地域の一員として暮らしていけるようにするためにも地域包括ケアシステムの構築を推進し、支援体制を強化していく必要があると考えています。

●施策の方針

精神障がい者の地域生活を支援するために、差別や偏見なく共生できる包括的な社会構築に努めます。

●活動指標の設定

項目	令和5年度末の実績
協議の場の開催回数	1回／年
協議の場への関係者の参加者数	7人／回
協議の場における目標設定および評価の実施回数	有、1回／年
精神障がい者の地域移行支援	1人／年
精神障がい者の地域定着支援	1人／年
精神障がい者の共同生活援助	28人／年
精神障がい者の自立生活援助	3人／年

●確保方策及び具体的な方策

- 地域住民の理解を深めるためにも、広報紙・小郡市のホームページを利用して精神障がい者の理解啓発に努めます。
- 地域包括ケアシステムを構築するため、自立支援協議会を通じ関係機関の連携強化に努めます。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

●現状と課題

地域生活支援拠点等整備事業は、障がい者の高齢化、「親亡き後」を見据え、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築していくものです。

居住支援のための5つの機能として、以下のものがあります。

- ① 相談
- ② 体験の機会・場
- ③ 緊急時の受け入れ・対応
- ④ 専門的人材の確保・要請
- ⑤ 地域の体制づくり

小郡市においては、平成30年度から小郡市自立支援協議会において地域資源の洗い出しを行って検討を進めた結果、令和2年度に「面的整備型」の手法を取り整備しました。まずは①相談及び③緊急時の受け入れ・対応に対応し、今後これらの機能をさらに強化する必要があります。

●施策の方針

自立支援協議会の取り組みの中で作り上げてきた事業者間のネットワークを活かし、地域における複数の機関で分担する「面的整備型」によって今後他の機能の充実を図ります。

●国の目標値

＜地域生活支援拠点等の整備＞

・障がい者の地域生活を支援する拠点等を各市町村または各圏域に少なくとも1つを整備しつつ、年1回以上運用状況の検証・検討

●目標値の設定

項目	第6期 目標値	考え方
地域生活支援拠点等の整備	1箇所	小郡市自立支援協議会を中心に1年に1回以上運用状況を検証及び検討する

●確保方策及び具体的な方策

- 安定した障がい福祉サービスの提供が行えるよう、不足しているサービスの把握とその確保に努めます。
- 自立支援協議会と連携し、安全・安心のサービス提供ができるよう、専門性の確

保を推進します。

○地域の個々の社会資源が面的役割を果たすことで障がい者・児が安心して生活できるよう体制づくりを進めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行の推進

●現状と課題

関係団体ヒアリングにおいて、当事者・保護者からは「福祉的就労に限らず一般就労を目指すための支援や、一般就労へ移行したのちの就労定着の支援を利用したい」との声があり、引き続き支援の必要があります。

●施策の方針

就労を支援するだけでなく、継続して働いていくことができるような体制づくりを推進します。

●国の目標値

《福祉施設から一般就労への移行》

- ・ R1 年度の一般就労への移行実績の 1.27 倍以上
- ・ R1 年度の就労移行支援事業実績の 1.30 倍以上
- ・ R1 年度の就労継続支援 A 型事業実績の 1.26 倍以上
- ・ R1 年度の就労継続支援 B 型事業実績の 1.23 倍以上

《就労定着支援事業の利用者数・就労定着率》【新規】

- ・ R5 年度に就労移行支援事業等を通じて一般就労する者のうち 7 割以上
- ・ 就労定着率が 8 割以上の事業所が全体の 7 割以上

●目標値の設定

◇一般就労への移行

項目	第 6 期 目標値	考え方
令和 5 年度中の就労移行支援事業から一般就労への移行者数	8 人	令和元年度の移行実績(6 名)の 1.33 倍
令和 5 年度中の就労継続支援 A 型事業から一般就労への移行者数	1 人	令和元年度の移行実績(0 名)の 1.26 倍以上
令和 5 年度中の就労継続支援 B 型事業から一般就労への移行者数	1 人	令和元年度の移行実績(0 名)の 1.23 倍以上
令和 5 年度中の一般就労への移行者のうち就労定着支援事業の利用者数	6 人	令和 5 年度の移行者 8 名の 7 割
就労定着支援事業の就労定着率 8 割以上の事業所数	1 箇所	令和 5 年度における就労定着支援事業の事業所数のうち 7 割

●確保方策及び具体的な方策

一般就労へのステップとして就労移行支援、就労継続支援事業所の役割が大きいことから、これらの事業所の充実を行なっています。

障がい者の一般就労については企業の理解が重要であり、ハローワークや障がい者就業・生活支援センターの啓発事業に協力して支援します。

就労定着の観点から、新規サービスの就労定着支援は重要と考えられるため、障がい者への周知を図り、利用を推進します。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備

①障がい児支援の提供体制の整備

●現状と課題

障がい児支援については、特に放課後等デイサービスの利用は年々増加傾向にあります。令和2年度には事業所数が増加し、これまで市外の事業所に通っていた利用者が身近な事業所を利用可能になったり、受け入れ先を探していた児童の利用につながることができました。

しかし、関係機関へのヒアリング調査では、「早期発見の取り組みが実を結んでいる一方、支援者の人材育成・確保が必要」「障害児通所サービスだけによらない、地域での受入れを充実させる必要がある」との意見も出ています。

今後は障がい児への支援を充実させるための人づくりと地域づくりが必要です。

●施策の方針

支援体制の充実のため、市子育て世代包括支援センターやきらきら教室とも連携し、体制の確保に努めます。

●国の目標値

《児童発達支援センターの整備》

- ・令和5年度末までに各市町村または各圏域に1箇所以上設置

《保育所等訪問支援を利用できる体制の構築》

- ・令和5年度末までに各市町村において利用できる体制を構築

《重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の整備》

- ・令和5年度末までに各市町村または各圏域に1箇所以上設置

《重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスの整備》

- ・令和5年度末までに各市町村または各圏域に1箇所以上設置

《医療的ケア児のための協議の場の整備》

- ・令和5年度末までに各市町村または各圏域に1箇所以上設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置

●目標値の設定

◇児童発達支援センターの整備

項目	第6期 目標値	考え方
整備箇所数	2箇所	すでに目標達成できている

◇保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

項目	第6期 目標値	考え方
体制の構築	2箇所	すでに目標達成できている

◇重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の整備

項目	第6期 目標値	考え方
整備箇所数	2箇所	すでに目標達成できている

◇重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスの整備

項目	第6期 目標値	考え方
整備箇所数	1箇所	すでに目標達成できている

◇医療的ケア児支援のための協議の場の整備・コーディネーターの配置

項目	第6期 目標値	考え方
整備箇所数	1箇所	令和5年度末までに市において1箇所整備

●確保方策及び具体的な方策

様々な障がいをもっている児童の切れ目のない支援とするため、保育・教育・保健・医療の提供体制の連携を図ります。

「こぐま福祉会」では、既に児童発達支援センター2箇所（ゆう、はぐ）を設置しています。また、「はぐ（こぐま福祉会）」「そいる小郡（わ・Wa・わ）」の2箇所では、既に保育所等訪問支援を利用できる体制を構築しており、今後も体制の強化を図ります。

(6) 相談支援事業の充実・強化等

●現状と課題

相談支援体制については、計画相談支援が市内6か所、地域相談支援が市内1か所、一般相談支援が市内2か所（基幹相談支援センター1か所、機能強化型基幹相談支援センター1か所）で対応しています。基幹相談支援センターが地域の中核的な相談支援の役割を担っていますが、関係団体ヒアリングにおいては「相談先や情報入手先が不足している」との意見も出ており、相談支援体制の更なる強化・充実に向けた検討が必要です。

令和2年度から、相談支援専門員新任研修の小郡市内事業所からの申請者に対し、基幹相談支援センター「サポネットおごおり」での研修（市内相談支援事業所の現状及び課題、自立支援協議会の現状及び課題のレクチャー）を実施し、地域の相談支援専門員の資質向上につなげています。

また、自立支援協議会の相談ワーキングチームを年4回程開催し、うち2回は困難事例の共有、対応方法の協議や基幹相談支援センターからの助言を行っています。その他、基幹相談支援センターが各事業所からの問い合わせへ随時対応しています。

●施策の方針

相談支援体制を充実・強化するため、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保します。

自立支援協議会の相談ワーキングチームの連携を活用し、基幹相談支援センターが指定特定相談支援事業所・障がい児相談支援事業所への専門的な助言・指導を実施します。

●国の目標値【新規】

＜相談支援体制の充実・強化＞

・令和5年度末までに、各市町村または圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保。

●目標値の設定

◇相談支援体制の充実・強化

項目	第6期目標値
総合的・専門的な相談支援の実施	有
指定特定相談支援事業所への専門的の指導・助言を実施	年4回
人材育成の支援	1件
連携強化の取り組み	1件

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

●現状と課題

障がい福祉サービスが多様化し、多くの事業者が参入する状況の中、関係団体ヒアリングでは「どの事業所を利用することになっても適切なサービスを提供してほしい」との意見が出ています。利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等の提供ができているか市において検証し、適正な運営を行う事業所の確保をすることが求められます。

●施策の方針

障がい福祉サービスの質を向上させるため、障がい福祉サービス等に係る各種研修等の活用、障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果・サービス提供実績の分析結果等の事業所との共有を行います。

●国の目標値【新規】

《障がい福祉サービス等の質の向上》

・令和5年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を構築する。

●目標値の設定

◇障がい福祉サービス等の質の向上

項目	第6期 目標値
県等が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の参加人数	5人／年
障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析・活用し事業所等と共有する体制	有
障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析・活用し事業所等と共有する回数	1回／年

4. 障がい者・児に対する理解の促進

(1) 地域での福祉活動の推進

① ボランティア活動の推進

● 現状と課題

【ボランティアの活性化】

小郡市では、既に多くのボランティア団体が組織・活動され、障がい者・児の支援を行っており、小郡市社会福祉協議会でもボランティア情報センターにおいて、ボランティア養成講座を行っています。

関係団体ヒアリングにおいては「福祉サービスの他にも地域の中でボランティアに助けられる場面が多くあった」との意見があり、活動の継続を支援する必要があります。

【ボランティアの育成】

小郡市では自発的活動支援事業（障がい児スクール）においてボランティアの募集と受け入れを行い、ボランティアの育成を図っています。その活動のきっかけを継続的なものとしていくために、タイムケア等との活動をつないでいく必要があります。

● 施策の方針

ボランティア活動を推進していくために住民が参加しやすい環境づくりや情報提供を推進します。

● 具体的な取り組み

○小郡市社会福祉協議会と連携し、ボランティア情報センターにおいて、ボランティアの担い手と交流を図り、情報交換を行います。また、ボランティア養成講座を開催し、その周知と参加を呼びかけます。

○ボランティアをしたい人の状況にあったボランティアメニューを作成し、気軽に参加できるボランティア活動の提案を行っています。

○小郡市社会福祉協議会と連携し、ボランティア情報センターにおいて、ボランティア情報の収集・発信と、ボランティアをしたい人と求める人をつなぐコーディネート機能の充実を図り、マッチング率の向上を目指します。

○障がい者・児への理解を促進する啓発・研修会を行い、ボランティア活動への理解が得やすい環境づくりに努めます。

5. 防災対策の推進

(1) 防災対策の推進

①防災体制の整備

●現状と課題

関係団体ヒアリングにおいては、災害時の心配として、「行動障がいがあるので一般の避難所で受け入れてもらえるか心配」「発達障がいでの避難所での対応に不安がある」との意見がありました。また、医療的ケアが必要な方には電源の確保の関心も高くなっています。

障がいの種類によっても心配事は様々なため、解消するためにも各障がいにあった対応が必要です。

●平成 30 年度～令和 2 年度の取り組み内容

・避難行動要支援者名簿の作成及び活用

平成 30 年度から令和元年度にかけて、安全な場所へ迅速に避難するために発災時の避難等に支援を必要とする人を事前に把握して避難行動要支援者名簿を作成・配布し、災害時における安否確認等必要な支援を地域の自主防災組織が行うために活用するよう取り組みました。あわせて、名簿登録者にも日頃から“自分でできることは自分で”という意識啓発とともに、災害時に支援が必要な障がい者・児等のニーズに沿った対策を進めていくことが重要です。

・障がい者対応避難所運営マニュアルの作成

令和 2 年度に小郡市自立支援協議会とともに「障がい者対応避難所運営マニュアル」を作成しました。今後マニュアルを活用し、障がいのある方への適切な対応につなげる必要があります。

●施策の方針

日頃から災害発生時の円滑な避難行動に備える活動を進め、自助・共助の取り組みが助け合い、支え合いにつながるよう支援します。また避難所での生活の不安を取り除き、安心して避難所へ避難できるように取り組みます。

●具体的な取り組み

【災害情報を正確に提供するために】

○防災行政無線やメール配信等、障がいの特性に応じて、災害情報等の伝達手段の整備・確保を進めるとともに、災害発生情報や避難情報を迅速かつ的確に提供します。

【迅速に安全な場所に避難するために】

○日頃から声をかけあえる近隣の関係づくりを推進します。

○災害発生時、避難行動要支援者の情報について、該当者の個人情報保護に配慮しながら、避難支援等に必要な限度で提供し、地域全体で対応・共有できる体制づ

くりを進めます。

○災害発生時、避難行動要支援者名簿の作成や情報提供・共有についての理解と協力を求めます。

○地域の防災訓練や講習会に、障がい者・児が積極的な参加をすすめ、地域の取り組みを通じた相互理解の支援を図ります。

【避難所での不安の解消のために】

○避難所での支援に対し、災害救援ボランティアを積極的に受け入れ、連携しながら、多様な支援ニーズに対応していきます。

○避難場所になっている施設においては、障がい者・児との意思伝達が図れるようなコミュニケーション支援について検討します。

○避難所で安全に不安なく過ごすことができるように、できる限り物資の確保に努めます。

○災害発生時に指定避難所での生活が困難な障がい者・児等の受け入れ先となる福祉避難所として、医療機関・民間福祉施設の活用協議を行っていきます。小郡市地域防災計画をもとに障がい者に配慮した支援が行えるよう市内の関係機関に協力を依頼し、災害時における協定を締結しています。

《災害に関する協定書締結状況》

災害時における災害応援活動に関する協定書締結	小郡市社会福祉協議会、小郡手話の会 サポネットおごおり
災害ボランティアセンターの設置における協定書締結	小郡市社会福祉協議会
災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書締結	本間病院、蒲池病院、三沢長生園 小郡池月苑、ケアハウス小郡

第6章 計画の推進体制及び関連法令・制度等

1. 計画の周知

この計画を市民にお知らせし、障がい者・児への理解を普及しながら、障がい者・児の豊かな地域生活の実現に努めていきます。

2. 計画の推進体制の確立

計画の推進体制においては、保健・福祉・医療・教育・就労等さまざまな関係機関の連携により推進していく必要があります。こうしたことから自立支援協議会を中心に関係機関と相互に連携しながら、障がい者・児のライフステージに応じた支援を行い、障がい者・児が住み慣れた地域で安心し、生きがいをもった生活を送れるよう、計画の推進体制を確立します。

3. 国・県及び近隣市町との連携

本計画は、広域的に対応しなければならない施策もありますので、広域における障がい福祉サービス等の状況を踏まえながら、国・県や近隣市町と連携し計画の推進を行います。

また、国や県等の動向を把握しながら、計画の弾力的な運用を行うとともに、障がい者・児の多様化するニーズに対応するため、国・県・近隣市町との連携を図ります。

4. 計画の進捗管理と点検について

本計画の進捗状況を把握・管理するために、市民福祉部福祉課内において本計画に掲げる各サービスにおける毎年の実行状況を整理し、小郡市自立支援協議会において1年に2回、計画の進行状況の点検や評価を行い、1年に1回計画の見直しについて検討します。

5. 新型コロナウイルス感染症等の各種感染症の影響と対応

本計画を推進するにあたっては、新型コロナウイルス感染症等を始めとする各種感染症対策に十分に配慮した上で事業を実施します。

障がい者・児が地域で安心して生活できるよう、感染症拡大防止の取り組みを進めるとともに、障がい特性により取り組みが困難な場合に必要とされる対応を検討します。

支援が必要な障がい者・児へのサービス等が途切れることなく提供できるよう、各事業所・支援機関等と連携して情報共有しながら取り組みます。

6. 障がい福祉サービスの内容について

サービス名		内容
訪問系サービス	居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、外出によって必要とされる視覚的情報の支援や移動の援護等の支援を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や、外出支援を行います。
	重度障がい者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
日中活動系サービス	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
	自立訓練（機能訓練）	身体障がい者を対象に、身体的リハビリや歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の関係機関との連携調整等の支援を行います。
	自立訓練（生活訓練）	知的障がい者・精神障がい者を対象に、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の関係機関との連携調整等の支援を行います。
	就労移行支援	一般企業への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援（A型）	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援（B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。B型では、企業等やA型での就労経験がある人であって、年齢や体力面で雇用が難しい人や、企業やA型利用に結びつかなかった人等を対象とします。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	短期入所	自宅で介護する人が病気等の場合等に短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対し、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連携やそれに伴う課題解決に向けて、必要となる支援を実施します。

サービス名		内容
居住系サービス	自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適時に適切な支援を行うサービスです。
	共同生活援助 (グループホーム)	地域において自立した日常生活を営む上で相談等の援助が必要な障がい者が対象です。家事等の日常生活上の支援、相談支援や関係機関との連絡調整等必要なサービスを提供します。
	施設入所支援	生活介護または自立訓練、就労移行支援の対象者に対し、日中活動と合わせて、夜間等における入浴、排せつ、食事の介護等を提供します。
相談支援	計画相談支援	障がい者またはその保護者が、対象となる障がい福祉サービスを適切に利用できるよう、心身の状況やおかれている環境、サービスの利用意向、その他の事情等を勘案し、サービス等利用計画等を作成します。
	地域相談支援 (地域移行支援)	障がい者支援施設等に入所している障がいのある人または精神科病院に入院している精神障がいのある人を対象に、地域生活に移行するための相談や住居の確保、その他必要な便宜を供与します。
	地域相談支援 (地域定着支援)	施設や病院から地域生活へ移行した障がいのある人や一人暮らしへと移行した障がいのある人等が、安定的に地域生活を営めるよう、障がいの特性に起因して生じる緊急の事態等に常時、相談等対応に必要な便宜を供与します。
障がい児支援サービス	児童発達支援	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児が対象となります。日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行うものです。
	医療型児童発達支援	肢体不自由（上肢、下肢または体幹の機能障がい）があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児に対して、児童発達支援及び治療を行うものです。
	放課後等デイサービス	幼稚園、大学を除く学校に就学している障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、障がい児の自立促進の支援を行います。
	保育所等訪問支援	現在利用中又は利用する予定の保育所、幼稚園、小学校その他の集団生活を営む施設において、適応のための専門的な支援を必要とする場合に、安定した利用ができるよう当該施設を訪問し支援を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にあり、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に対し発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行うものです。

サービス名		内容
障がい児支援サービス	障がい児相談支援	通所サービスを利用する障がい児の障がい児支援利用計画案作成及びサービス等の利用状況の検証や見直しを障がい児相談支援事業者が行います。
	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケア児等コーディネーターとして養成された相談支援専門員の市内の相談支援事業所における配置人数。コーディネーターは、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援を包括的に行い、協議の場に参画し、地域における課題の整理を行いながら医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進します。

7. 障害者総合支援法の施行と概要

平成 24 年 6 月に「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が成立し、「障害者自立支援法」が改正され、新たに「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」が平成 25 年 4 月に施行(一部は平成 26 年 4 月に施行)されました。障害者総合支援法の主な改正については以下の通りです。

①障がい者の範囲（障がい児の範囲も同様に対応）

障害者総合支援法では、制度の谷間のない支援を提供する観点から、障がい者の定義に新たに難病等が追加されました。難病等では、身体障害者手帳の有無にかかわらず、必要に応じて障害支援区分の認定等の手続きを経た上で、必要と認められた障がい福祉サービス等が利用できることとなります。

②障がい支援区分の創設

これまでの「障害程度区分」が「障害支援区分」に改められました。障害支援区分については、「障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分」と定義されています。

③障がい者に対する支援

- 重度訪問介護の対象拡大（重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障がい者として厚生労働省令で定めるものとする）
- 共同生活を行う住居でのケアが柔軟にできるよう、共同生活介護（ケアホーム）を共同生活援助（グループホーム）に統合（一元化）
- 地域移行支援の対象拡大（地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを加える）
- 地域生活支援事業の追加（障がい者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等）

④サービス基盤の計画的整備

- 障がい福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障がい福祉計画の策定
- 基本指針・障がい福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化
- 市町村は障がい福祉計画を作成するに当たって、障がい者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化
- 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

8. その他関連する法律の整備等

①障害者基本法の改正

平成 23 年 8 月の障害者基本法の改正において、日常生活又は社会生活において障がい者が受ける制限は、社会の在り方との関係によって生ずるといいうゆる社会モデルに基づく障がい者の概念や、障害者権利条約にいう「合理的配慮」の概念が盛り込まれました。

②障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行

改正障害者基本法第4条の「差別の禁止」の基本原則を具体化し、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）が制定され、国や自治体等の行政機関は、障がい者の要望等に応じて時に日常生活や社会参加の障壁を取り除く配慮を行うことが義務付けられ、平成 28 年 4 月に施行されました。

③難病の患者に対する医療等に関する法律の施行

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の一環として「難病の患者に対する医療等に関する法律」（難病法）が平成 26 年 5 月に成立し、平成 27 年 1 月に施行されました。指定難病に対して医療費を助成する制度や難病の医療に関する調査及び研究の推進等についてこの法律で定めています。

④児童福祉法の改正

平成 24 年の改正では、障がい児の定義が見直され、身体及び知的障がい児に、精神障がい児が加えられ、平成 25 年の改正では、障害者総合支援法の成立に対応し、障がい児の定義に難病が追加されました。また、平成 28 年 6 月の改正では、すべての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化等が定められています。

⑤発達障害者支援法の改正

平成 17 年の施行から約 10 年が経過し、発達障がい者・児の支援を一層充実させるため、平成 28 年 8 月に改正発達障害者支援法が施行され、目的に「切れ目なく発達障害者の支援を行う」が明記されたほか、発達障がい者・児の定義の改正、基本理念の新設等、総則に大きな改正が行われました。また、発達障がい者・児を支援するための施策として、「発達障害の疑いがある場合の相談体制の整備」や「個別の教育支援計画・個別の指導計画作成の推進」が明記される等、改正は法律全般にわたっています。

⑥障害者優先調達法の施行

平成 25 年 4 月に、障がい者就労施設等の受注の機会を確保し、障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図る「障害者優先調達推進法」（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）が施行されました。

⑦障害者文化芸術推進法の施行

平成 30 年 6 月に、障がい者による文化芸術活動を推進することで、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図る「障がい者文化芸術推進法」（障害者による文化芸術活動の推進に関する法律）が施行されました。

⑧視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の施行

令和元年 6 月に、視覚障がい者等の読書環境の整備を推進することで、障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現を図る「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が施行されました。

第 6 期 小郡市障がい福祉計画
第 2 期 小郡市障がい児福祉計画
令和 3 年 月

発 行 福岡県小郡市
企画・監修 小郡市 福祉課 障がい者福祉係
〒838-0198 福岡県小郡市小郡 255 番地 1
電 話 (0942) 72-2111
F A X (0942) 73-4466